

第5期松戸市障害福祉計画

第1期松戸市障害児福祉計画

(案)

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨（背景）	1
2 障害者施策の経緯	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の理念と将来像	4
5 計画策定にあたっての取組み	4
6 障害者・児の現状	5
7 障害児（18歳未満）の現状	9

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

1 実施している障害福祉サービス及び地域生活支援事業	13
2 障害福祉サービス別利用状況	14
3 障害福祉サービスの利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策	15
4 地域生活支援事業（必須事業）の利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策	24
5 地域生活支援事業（その他事業）の利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策	32

第3章 計画の重点施策

1 国が定める重点的施策と成果目標	35
2 本市における重点施策	40

第4章 計画の推進に向けて

- 1 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実.....62
- 2 計画達成の点検及び評価.....63

第1章 計画の概要

第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画

1 計画の趣旨（背景）

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、市に策定が義務付けられているものです。

また、児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）により、平成30年4月1日を施行期日として新たに市が障害児福祉計画を策定することが義務付けられました。

両計画策定の目的は、自治体ごとに障害者施策全般の基本的な事項を定める「障害者計画」の理念のもと、地域の実情に合わせて障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービスの種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策等を示すものです。

松戸市では、本市の障害者施策の考え方や方向性を示した「第2次松戸市障害者計画」を、平成25年度から平成32年度までの計画期間で策定しています。

「第2次松戸市障害者計画」は、「ふれあい、認め合い、支えあい」を基本理念とし、「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」という将来像の実現に向けて、施策を推進する内容となっています。

松戸市障害福祉計画は、平成18年度から3年ごとを計画期間として策定されてきました。第5期松戸市障害福祉計画は、第4期の計画（平成27年度～平成29年度）終了に伴い策定しました。また、新たに第1期松戸市障害児福祉計画を、第5期松戸市障害福祉計画と一体的に策定したものです。

両計画は、「第2次松戸市障害者計画」の理念のもと、国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第39号：最終改正 平成29年厚生労働省告示第116号）に即して内容を定めています。

障害福祉サービス等の提供体制の確保、推進については、第4期松戸市障害福祉計画中の各サービス（児童に関するサービスを含む）の各年度の実績を踏まえ、最終年度の平成32年度に向けた見込量を設定しています。

その他、松戸市が力を入れて推進している施策の実績や進捗状況、新たに力を入れて取り組む施策について盛り込んだものになっています。

2 障害者施策の経緯

近年、障害のある人が「地域で暮らす」ための制度が整えられてきています。平成15年、それまで行政主導で進められてきた障害のある人の生活を、ご自身の契約によるものと大きく転換する支援費制度が導入されました。

平成18年には、支援費制度を見直し、障害者自立支援法が施行、平成25年からは障害者総合支援法により、住居、生活支援、就労支援など、障害福祉サービスによる障害のある人の地域生活支援の充実が図られてきています。

障害のある人の権利擁護に関しては、平成12年に成年後見制度、平成24年に障害者虐待防止法、平成28年には障害者差別解消法が施行されています。

また、障害者就労施設の工賃向上に関し、障害者優先調達推進法が平成25年に施行されました。

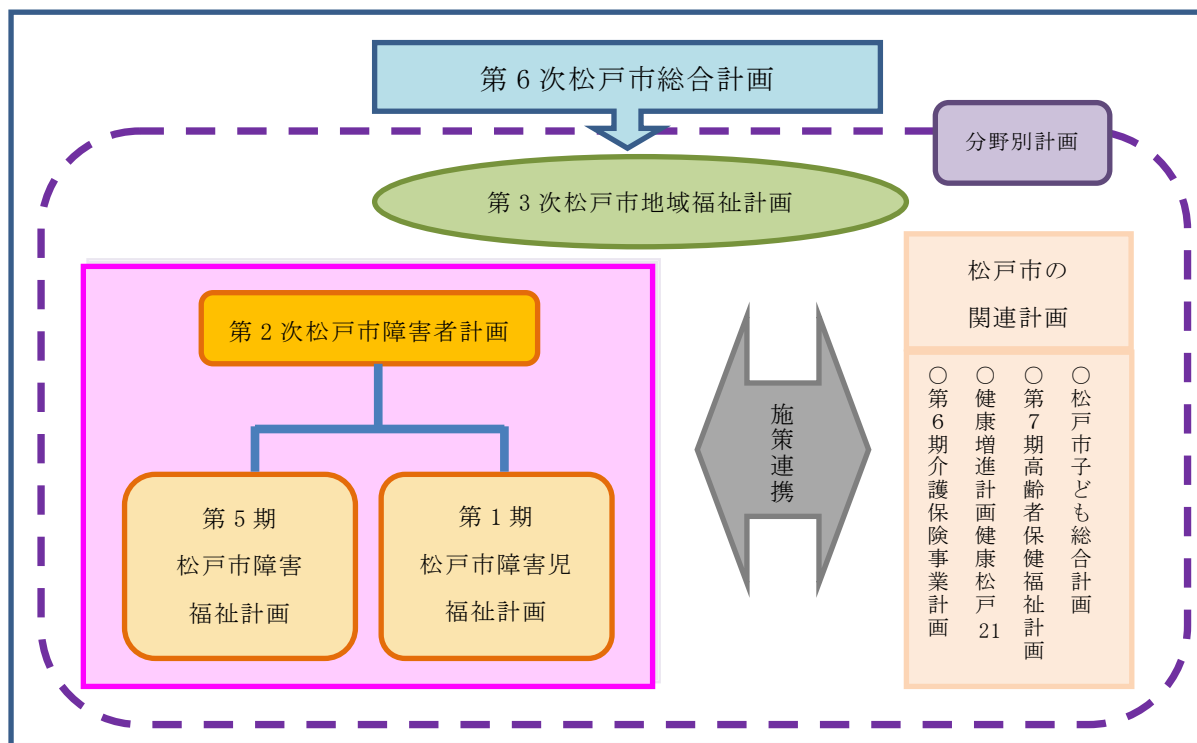
障害者施策に係る国の動向（制度・法改正）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		
制度・法改正	障害者自立支援法（H18年4月施行）							障害者総合支援法（H25年4月施行）									
								障害者虐待防止法（H24年10月施行）									
													障害者差別解消法（H28年4月施行）				
								障害者優先調達推進法（H25年4月施行）									

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、策定を義務付けられた「市町村障害福祉計画」、また児童福祉法第33条の20で策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」として策定します。

また、策定にあたっては、国及び千葉県の計画との整合を図りつつ、本計画の上位計画である「第2次松戸市障害者計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）（平成25年度～平成32年度）」のほか「いきいき安心プランVまつど（第7期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画）」「松戸市子ども総合計画（仮称）」「健康増進計画健康松戸21」など関連するほかの計画との整合を図るものとしています。



4 計画の理念と将来像

本計画は、第2次松戸市障害者計画と同一の理念を掲げます。

そして、第2次松戸市障害者計画に描かれた将来像の実現に向け、現状と課題を把握し、支援体制の整備を図ります。

理 念

「ふれあい・認め合い・支えあい」
— 交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—

将 来 像

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」
— 障害のある人もない人も“住み続けたいまち・まつど”
をめざして—

5 計画策定にあたっての取組み

松戸市地域自立支援協議会

平成 29 年 8 月 4 日（金）

平成 30 年 2 月（ ）

医療的ケア児に関するアンケート調査

医療的ケア児実態調査 平成 29 年 2 月～6 月

医療的ケア児ニーズ調査 平成 29 年 7 月～8 月

医療的ケア児事業所調査 平成 29 年 7 月～8 月

障害者関係団体からの意見聴取

平成 29 年 10 月 2 日（月） 14 団体

松戸市障害者計画推進協議会

平成 29 年 10 月 27 日（金）

平成 29 年 11 月 30 日（木）

パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト

平成 年 月 日 () ~平成 年 月 日 ()

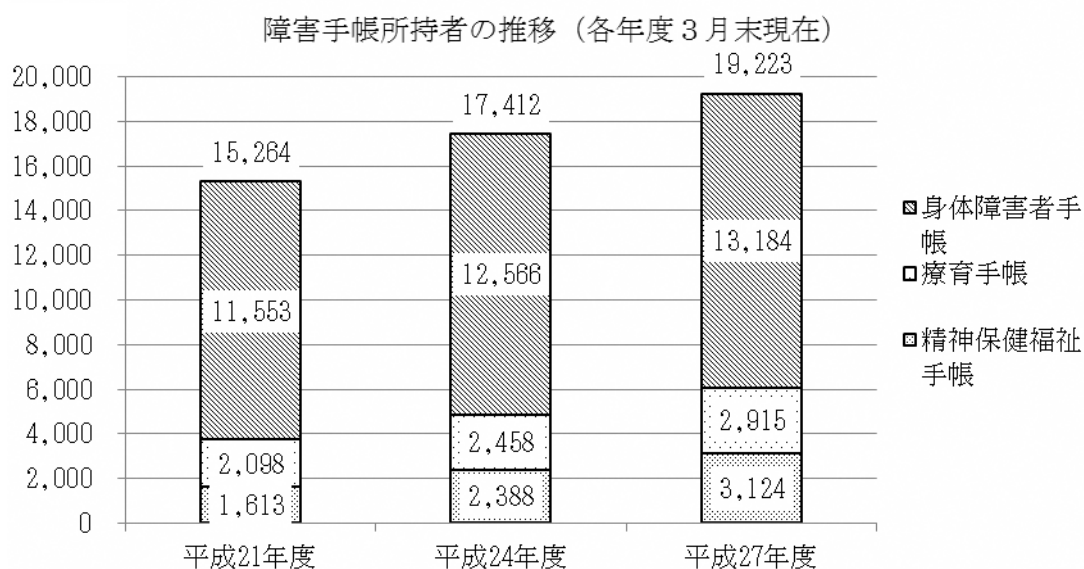
主な意見を項目別に記載

6 障害者・児の現状

1 障害手帳所持者数の推移

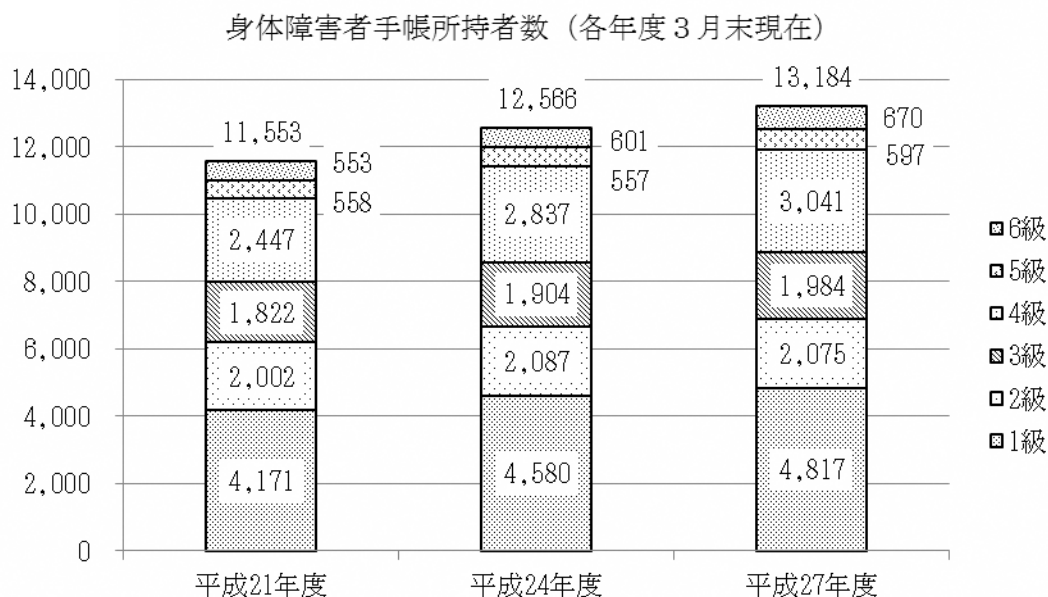
障害別では、身体障害者が最も多く、次いで精神障害者、知的障害者の順になっています。

平成27年度の障害のある人は、3障害を合わせて19,223人で、市の総人口の3.94%となっており、どの障害も増加傾向にあります。



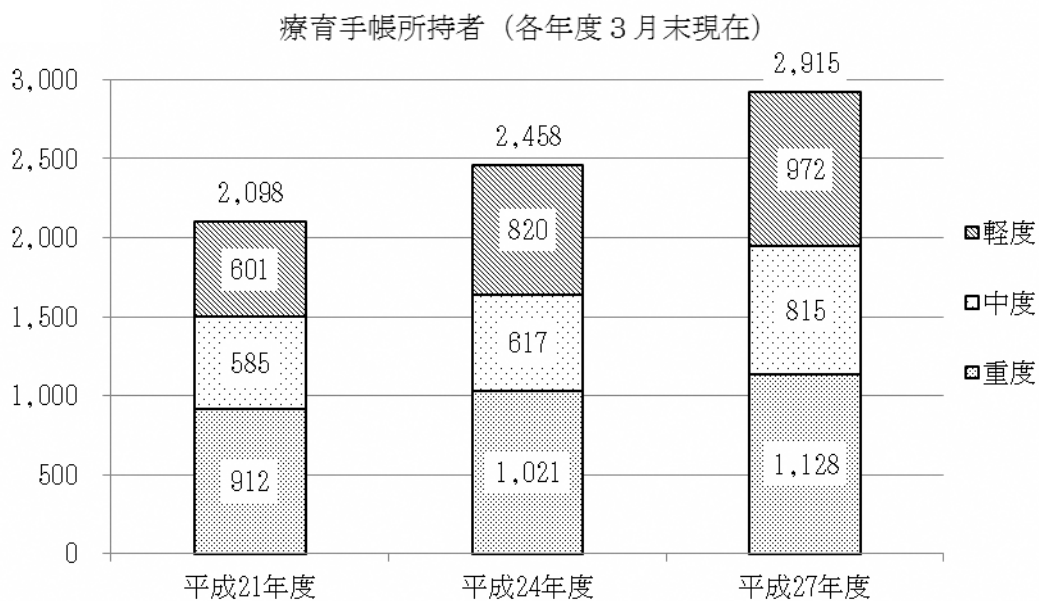
2 身体障害者手帳所持者の推移

平成27年度の身体障害者手帳所持者は13,184人となり、級により増減の違いはありますが、全体では増加傾向にあります。



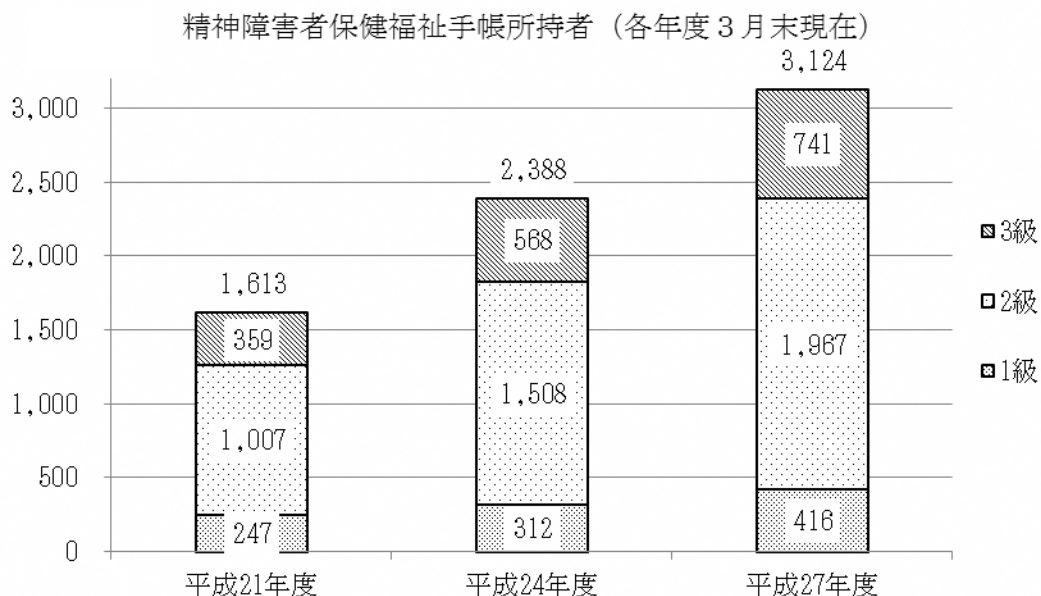
3 療育手帳所持者数の推移

平成27年度の療育手帳所持者数は2,915人となっており、軽度・中度・重度のいずれも増加傾向にあります。



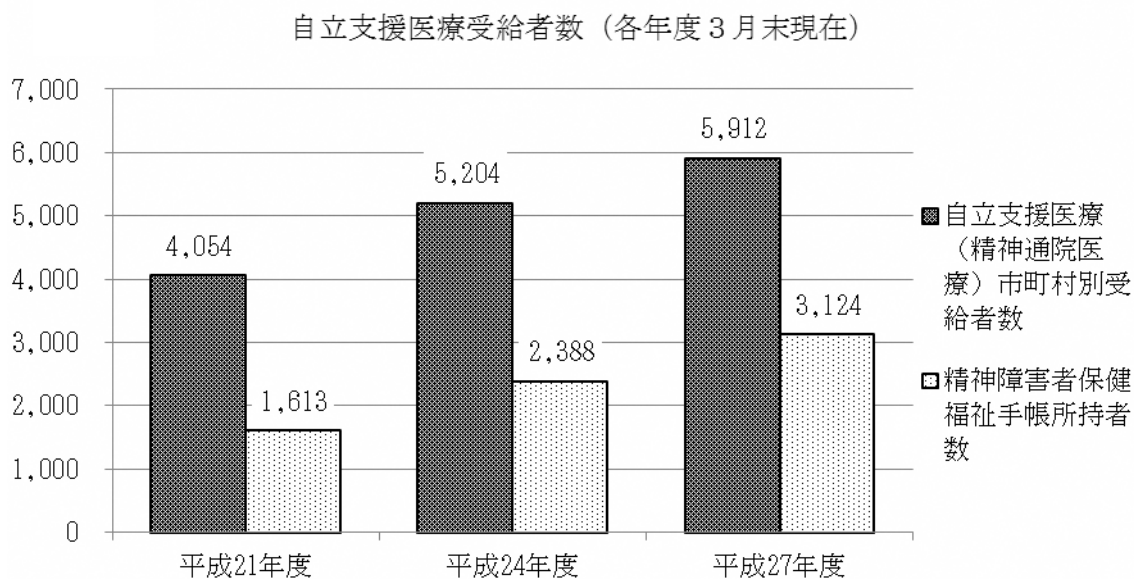
4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成27年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は3,124人となっており、平成24年度に比べて1.3倍に増加しています。



5 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）を受給する方の約半数が精神障害者保健福祉手帳を所持しています。

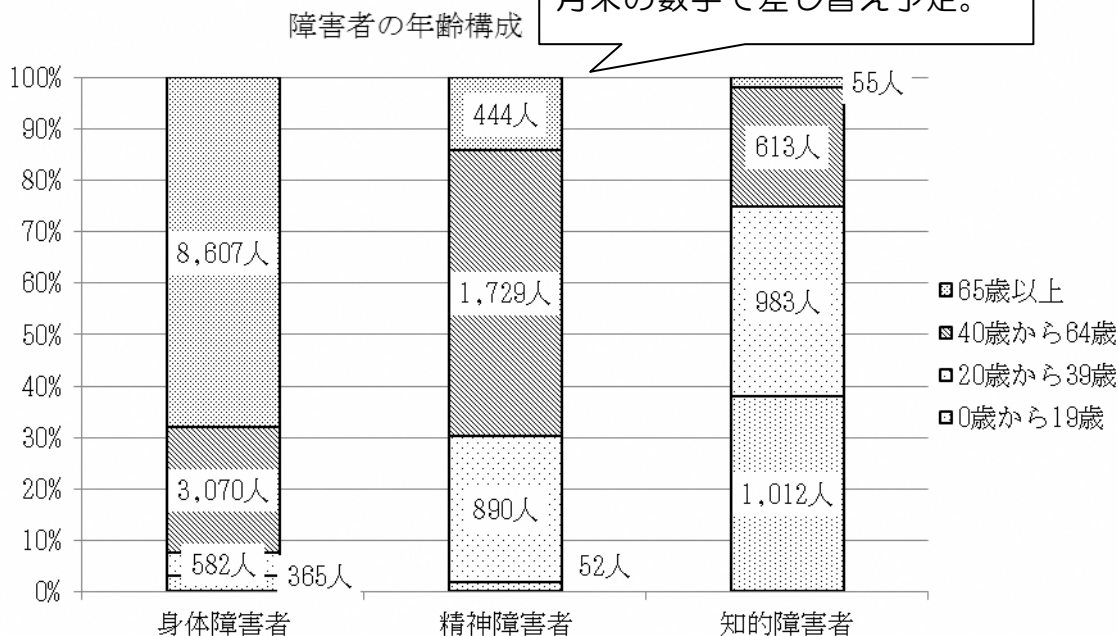


6 障害者の年齢構成

身体障害者では、65歳以上の方が最も多く、半数以上を占めています。

精神障害者では、40歳から64歳まで、知的障害者では、0歳から19歳までの年齢層が最も多くなっています。

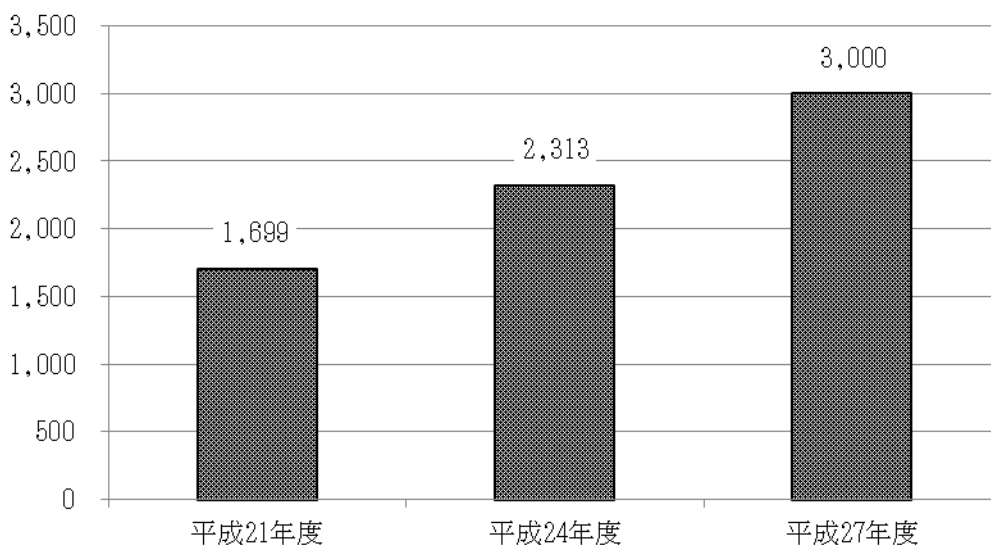
グラフと文章は、平成26年10月のもの。平成29年10月末の数字で差し替え予定。



7 障害福祉サービス支給決定者数の推移

障害福祉サービスの支給決定者数は年々増加しており、平成27年度は平成24年度の1.3倍となっています。

サービス支給決定者数（各年度3月末現在）



7 障害児（18歳未満）の現状

1 障害手帳所持者数の推移

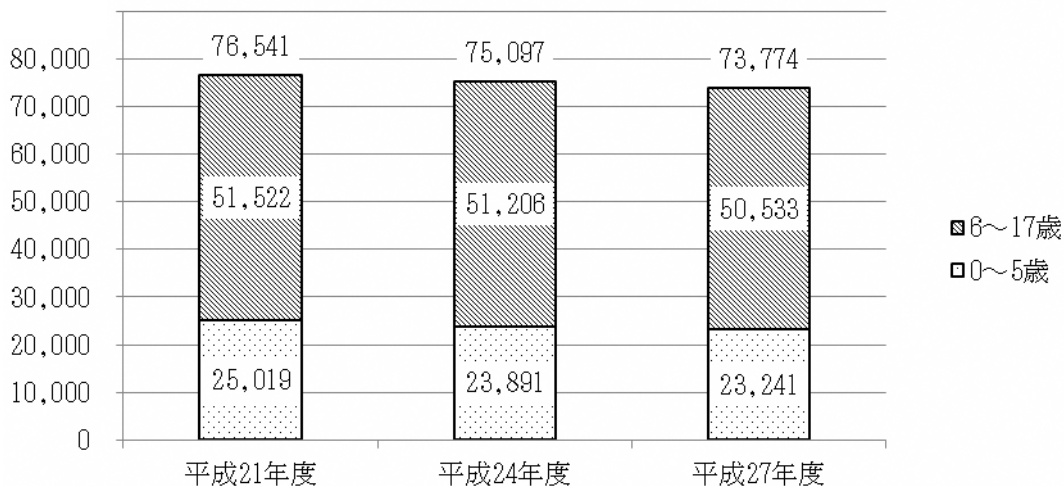
市内の18歳未満の子どもの数は、年々減少しています。一方、障害者手帳を所持する18歳未満の子どもの数は、年々増加しています。

障害別では、知的障害が最も多く、次いで身体障害、精神障害の順になっています。

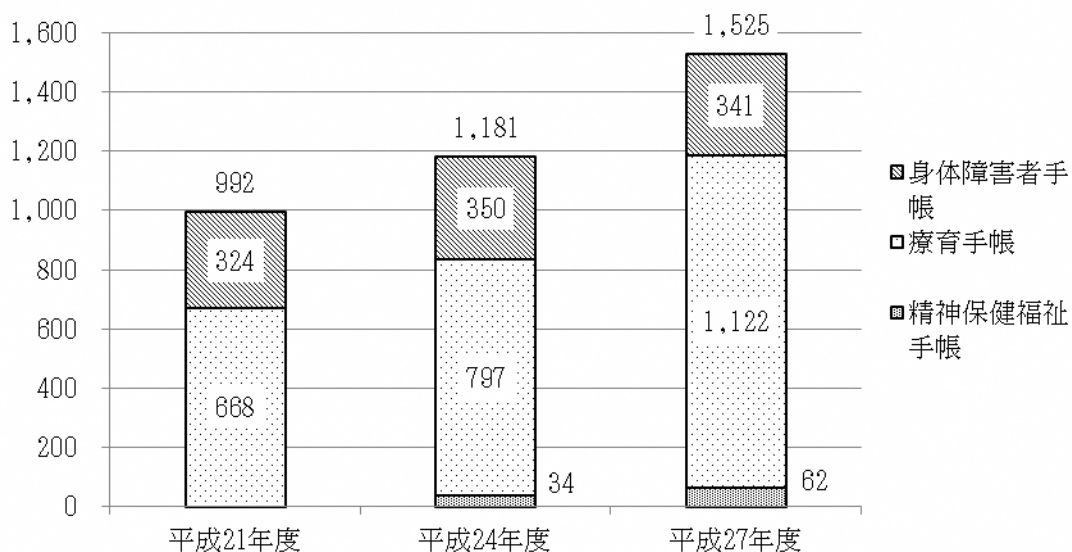
平成27年度の障害のある18歳未満の子どもの数は、3障害をあわせて1,525人で、市の18歳未満人口の2.07%となっています。

障害のある18歳未満の子どもの数は、全体として増加傾向にありますが、身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいとなっています。

18歳未満人口の推移（各年度3月末現在）

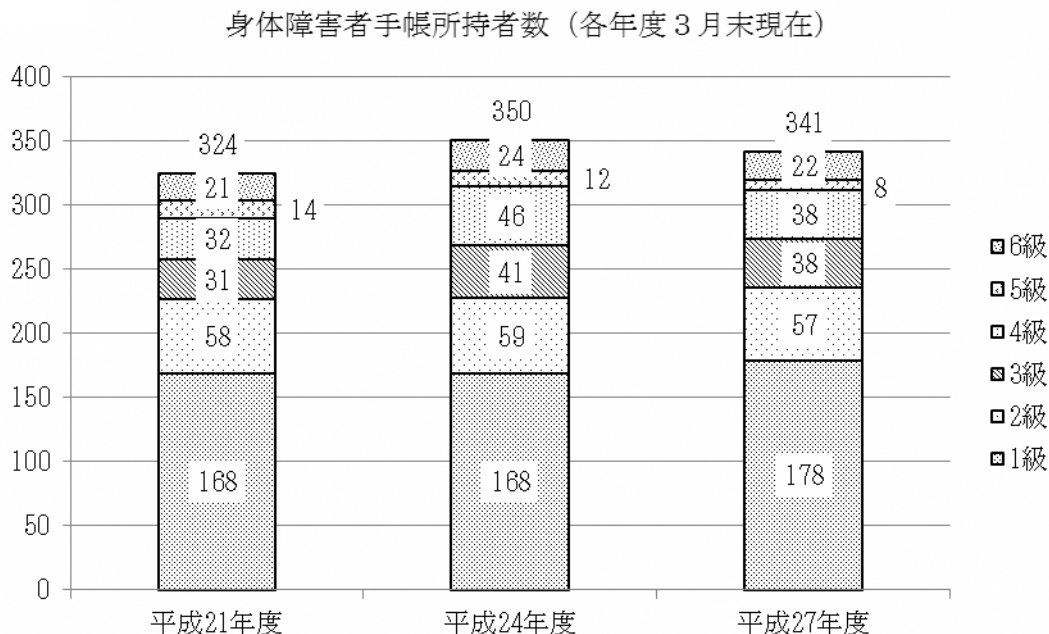


18歳未満の障害手帳所持者の推移（各年度3月末現在）



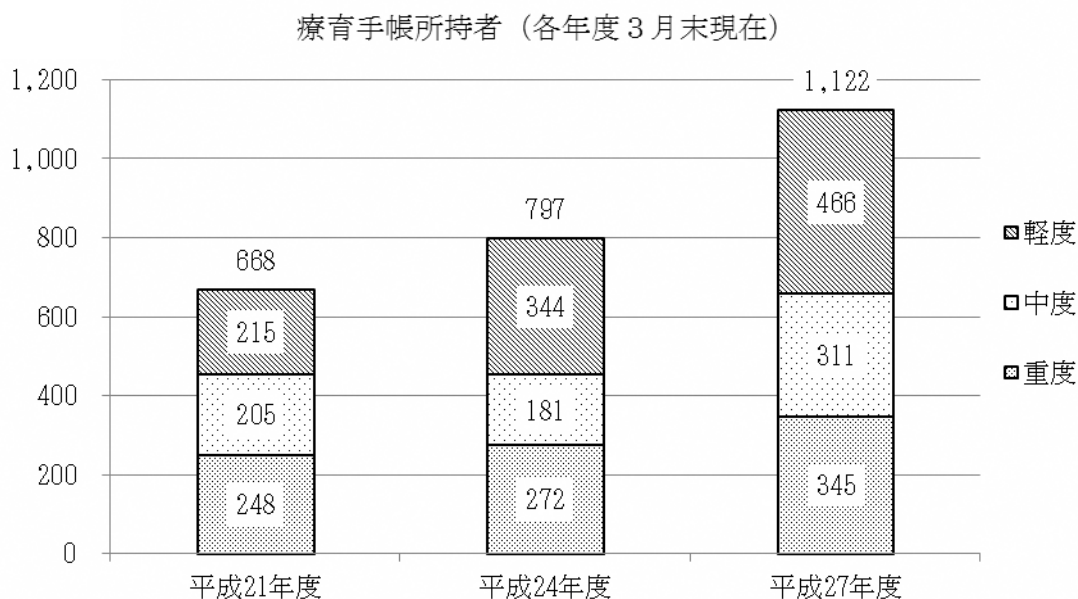
2 身体障害者手帳所持者数の推移

平成27年度の18歳未満の身体障害者手帳所持者は341人となり、級により多少増減に違いはありますが、全体としてはほぼ横ばいです。



平成27年度の18歳未満の療育手帳所持者数は1,122人となり、軽度・中度・重度のいずれも増加傾向にあります。

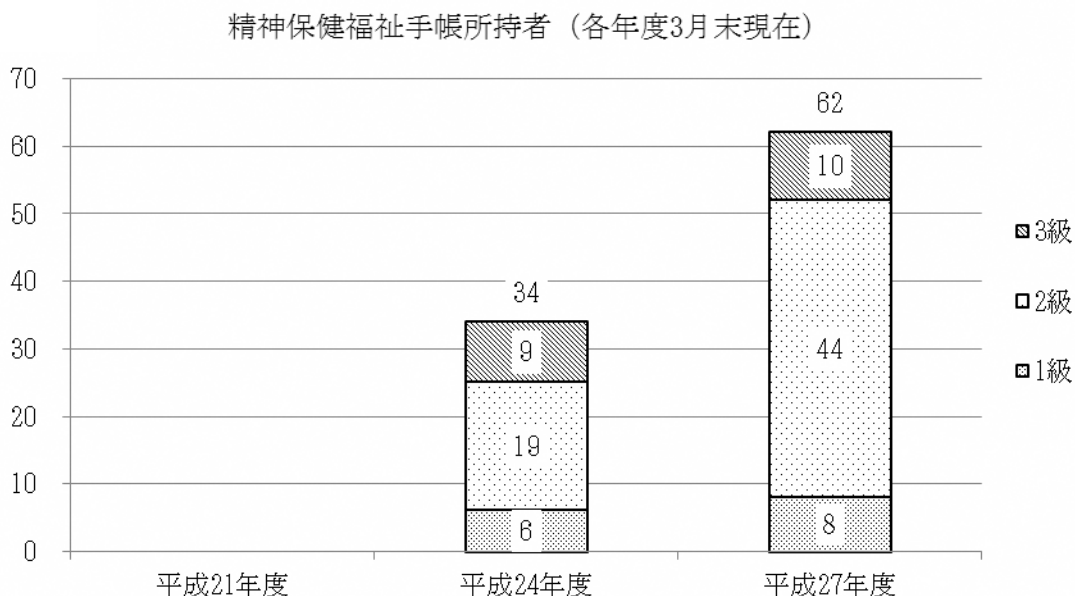
これは、障害の早期発見の取組みの推進が一因となっているものと思われます。



4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成27年度の18歳未満の精神障害者手帳所持者数は62人となっており、平成24年度に比べて1.8倍に増加しています。

これは、発達障害が広く知られるようになり、早期受診と早期発見につながったためと思われます。

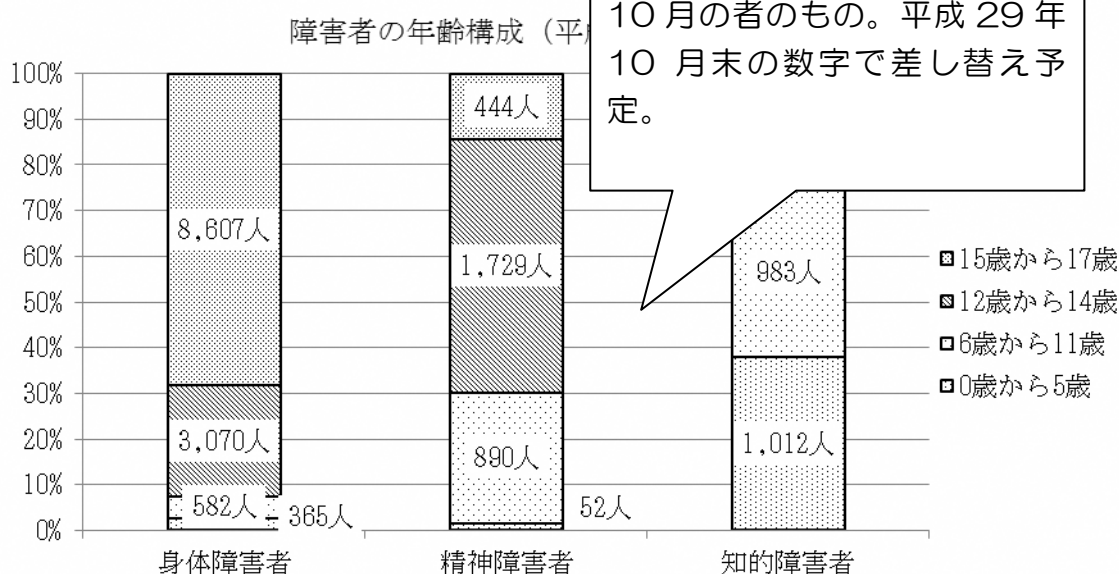


※平成21年度については、18歳未満の精神保健福祉手帳所持者の集計なし

5 障害児の年齢構成

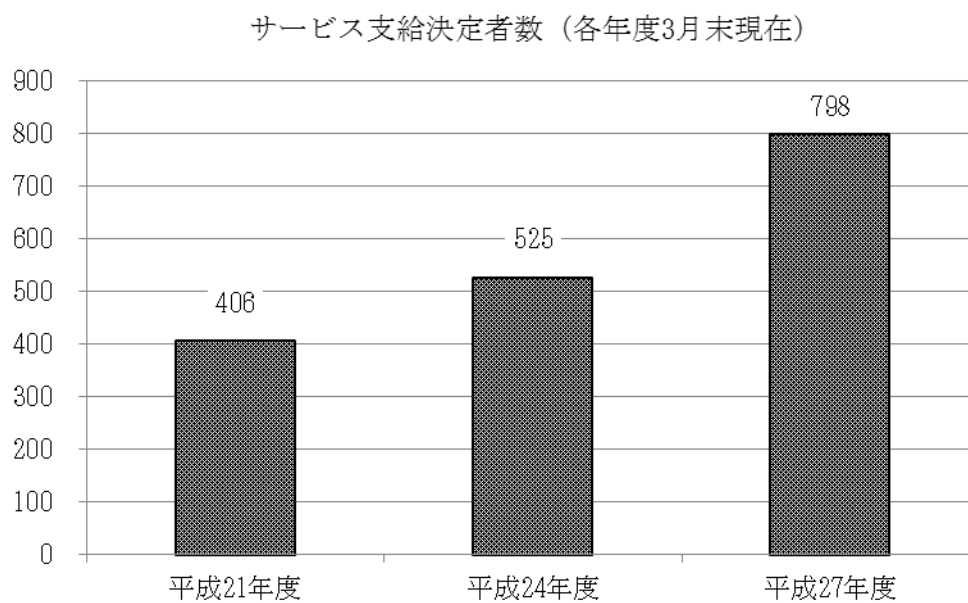
身体障害者では、65歳以上の方が最も多く、半数以上を占めています。

精神障害者では、40歳から64歳まで、知的障害者では、0歳から19歳までの年齢層が最も多くなっています。



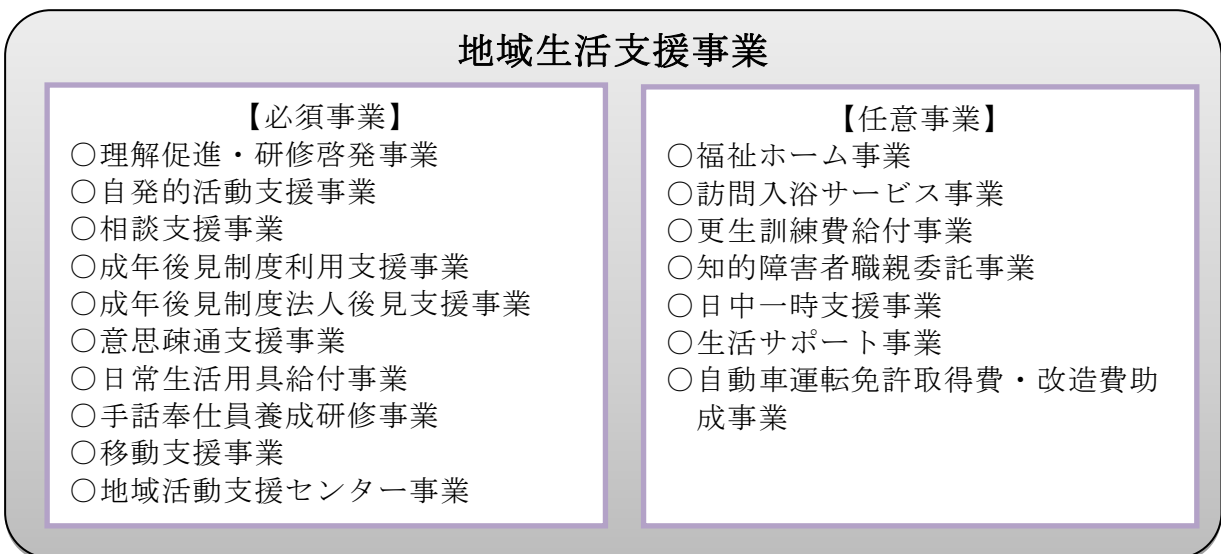
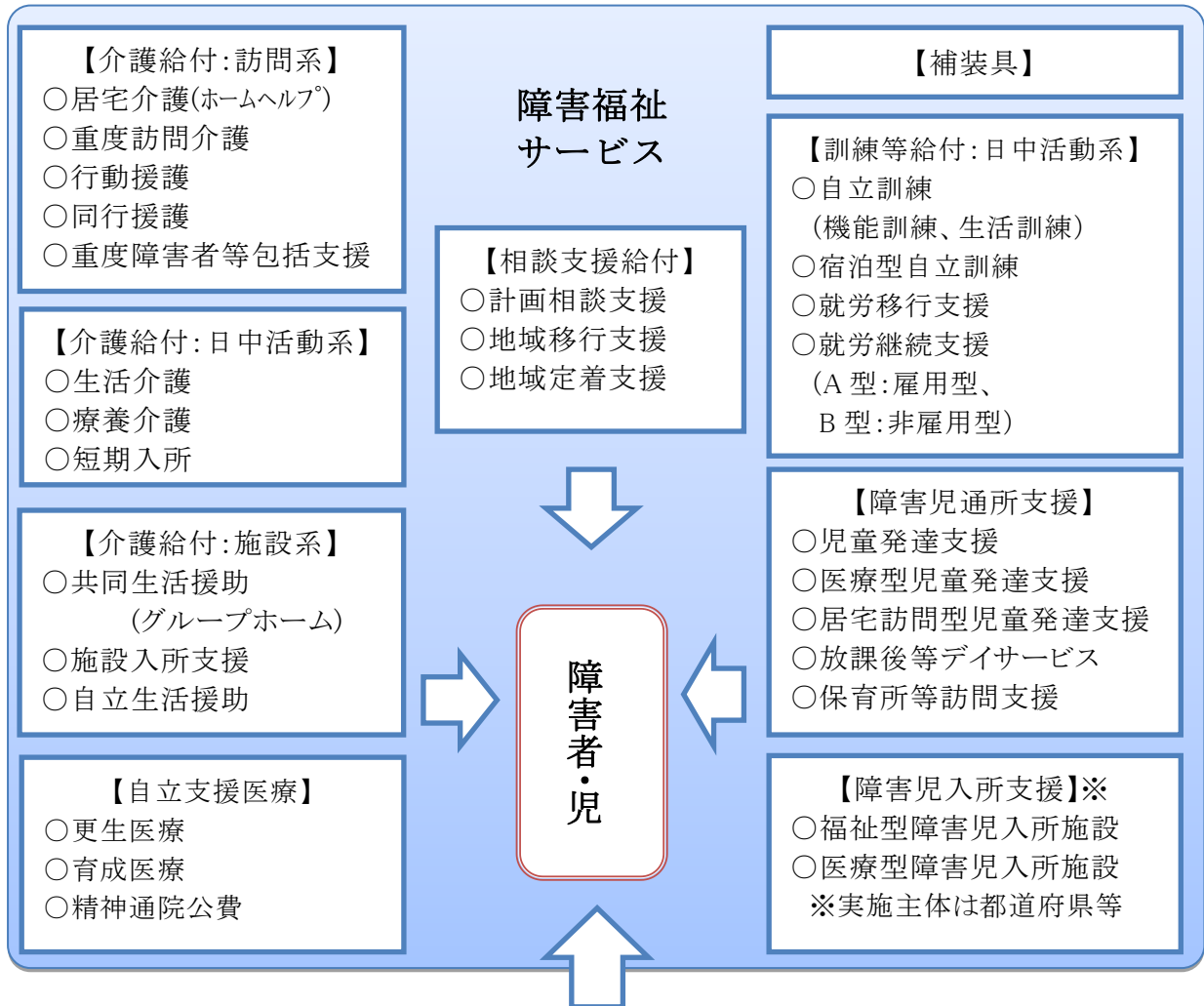
6 サービス支給決定者数の推移

サービス支給決定者数は年々増加しており、平成27年度は平成24年度の1.5倍となっています。

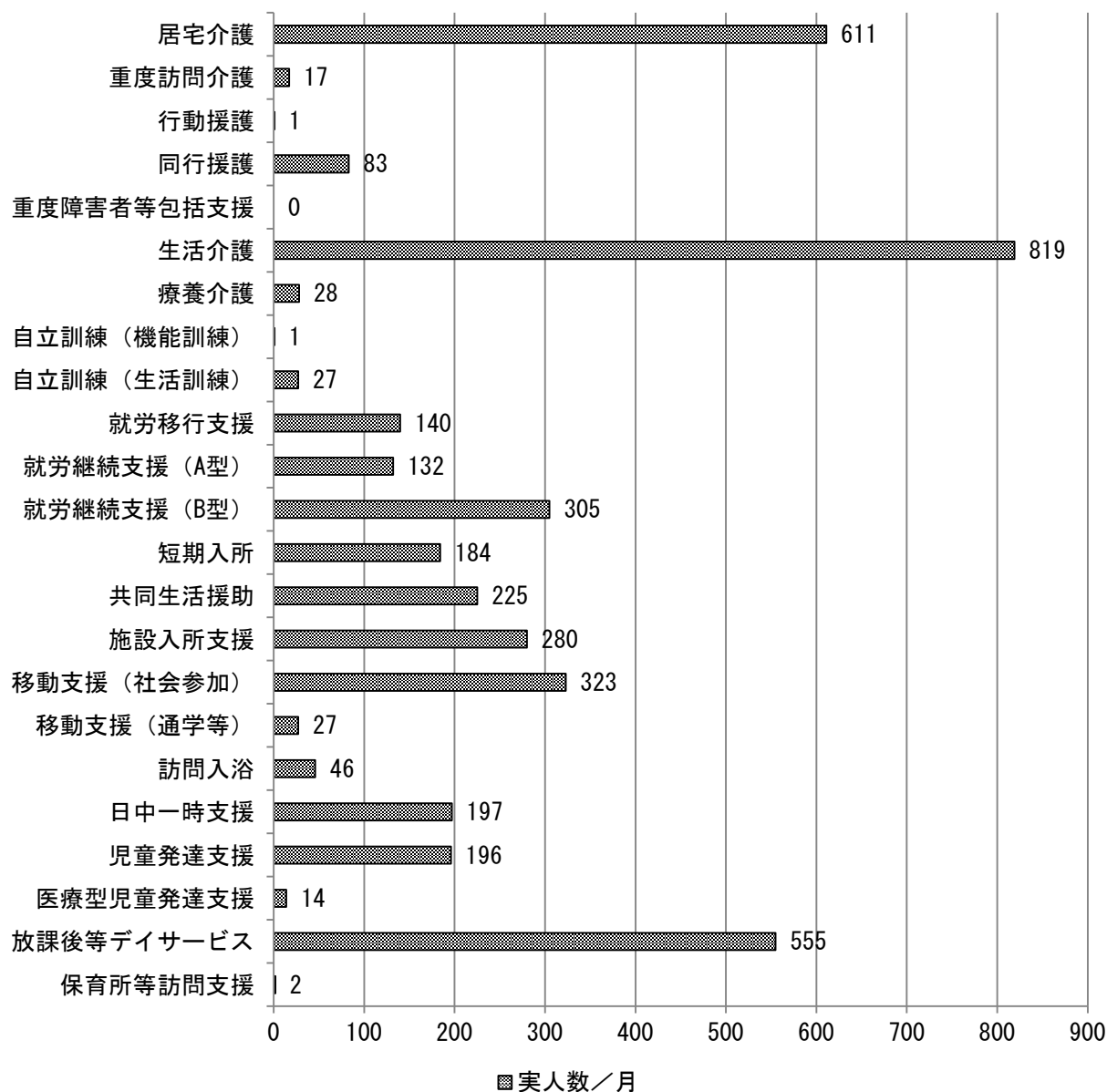


第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

1 実施している障害福祉サービス及び地域生活支援事業



2 障害福祉サービス別利用状況（28年10月期の実績）



3 障害福祉サービスの利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策

障害者・障害児の現状、また各サービスの現状と課題をもとに、第5期の見込量を設定します。

なお、第3期（平成26年度）、第4期の見込値と実績値は、各年度10月期の数値です。また、平成29年度の実績値は、平成29年11月末に集計した10月期の値のため、今後変更となる場合があります。

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
居宅介護	概要	居宅において入浴、排泄、食事や家事の援助・介助を行います。							
	見込	時間/月	—	10,394	10,914	11,459	12,064	12,667	13,300
		実人数/月	—	547	574	603	674	707	743
	実績	時間/月	10,389	10,560	10,942	—	—	—	
実人数/月		553	571	611	—	—	—		
重度訪問介護	概要	居宅において重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、入浴・排泄・食事の介助・外出時における移動支援などを総合的に行います。							
	見込	時間/月	—	4,591	4,820	5,061	6,617	6,948	7,295
		実人数/月	—	14	15	16	19	20	21
	実績	時間/月	6,090	5,528	6,002	—	—	—	
実人数/月		14	15	17	—	—	—		
行動援護	概要	知的障害又は精神障害により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。							
	見込	時間/月	—	0	0	0	15	15	15
		実人数/月	—	0	0	0	1	1	1
	実績	時間/月	0	28	2	—	—	—	
実人数/月		0	1	1	—	—	—		
同行援護	概要	移動支援（外出時の介護を含む）及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。							
	見込	時間/月	—	1,603	1,684	1,768	1,899	1,993	2,093
		実人数/月	—	83	87	91	92	96	101
	実績	時間/月	1,446	1,608	1,722	—	—	—	
実人数/月		80	85	83	—	—	—		

サービス名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
重度障害者等包括支援	概要	常時看護を必要とし、その介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。							
	見込	時間/月	—	0	0	0	0	0	0
		実人数/月	—	0	0	0	0	0	0
	実績	時間/月	0	0	0	—	—	—	
		実人数/月	0	0	0	—	—	—	

現 状

- 障害のある人等の増加に伴い、訪問系サービスは利用者数、利用量ともに増加傾向にあります。
- 早朝、子どもの保育園の送迎をしてくれるヘルパーがおらず、なかなかサービス開始ができない。また夕方の日中活動終了後に入浴サービスに入れるヘルパーがおらず、活動を早く切り上げて入浴させている。などの声が上がっています。
- 行動援護は、サービスを提供する事業所が少なく、障害特性の理解等サービスの質の向上も求められています（団体ヒアリングより）。
- 重度障害者等包括支援は、サービスを提供する事業所が千葉県内に1ヶ所もない状況です。

課 題

- サービス利用者数の増加に伴い、ヘルパー等の人材確保が必要です。
- 早朝や夜間にサービス提供が可能な事業所が少ない状況です。
- 障害の特性や障害の程度等、様々な状況の人に対応するため、ヘルパーのスキルアップが必要です。

見込量確保のための方策

- 地域の支援機関と連携し、資格を有しながらヘルパーとして就労していない人や、ヘルパーの仕事に興味がある人を対象に、仕事の現状や魅力を伝える研修（＝障害者の居住研修会）等を行い、人材の確保に努めています。今後はヘルパー事業所が集まり、課題を検討することができるような連絡会をつくるよう努めます。
- 自立支援協議会や差別解消地域協議会の開催する研修等、ヘルパーのスキルアップにつながる研修は、積極的に事業所へ周知します。
- 自立を促すサービス提供が実施できるよう、居宅介護事業所の従事者に対し、研修等を実施するとともに、相談支援事業所と連携し、適正なサービス提供及びサービスの質の向上を目指します。

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

○障害のある人等が障害に応じた障害福祉サービスを受けることができるよう、引続き障害福祉サービスの周知や、利用実態に即したサービスの体制整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
生活介護	概要	常に介護等の支援が必要な人に、昼間、施設等で食事・入浴・排泄等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供を行います。							
	見込	延人日/月	17,129	19,658	20,641	21,673	18,415	19,336	20,303
		実人数/月	988	855	897	942	903	948	995
	実績	延人日/月	16,422	16,841	16,703		—	—	—
実人数/月		766	777	819		—	—	—	
療養介護	概要	病院等において医学的管理の下、常時介護を必要とする人に、食事や入浴、排泄等の介護や相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援等の必要な介護や訓練を行います。							
	見込	実人数/月	14	19	20	21	31	32	34
	実績	実人数/月	21	25	28		—	—	—
自立訓練（機能訓練）	概要	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持向上等のため、理学療法・作業療法によるリハビリテーション、日常生活上の相談支援や就労支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等支援等、一定期間、事業所への通所、利用者の自宅訪問等を組み合わせて必要な訓練を行います。							
	見込	延人日/月	43	49	51	53	20	20	20
		実人数/月	2	2	2	2	1	1	1
	実績	延人日/月	33	0	20		—	—	—
実人数/月		2	0	1		—	—	—	
自立訓練（生活訓練）	概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等支援等、一定期間、事業所への通所、利用者の自宅訪問等を組み合わせて必要な訓練を行います。							
	見込	延人日/月	646	352	369	388	353	370	389
		実人数/月	42	30	31	32	30	31	33
	実績	延人日/月	273	159	320		—	—	—
実人数/月		18	15	27		—	—	—	
宿泊型自立訓練	概要	居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。							
	見込	実人数/月	—	—	—	—	8	8	9
	実績	実人数/月	5	7	7		—	—	—

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

サービス名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
就労移行支援	概要	一般就労を希望し、就労するための知識及び能力の向上や企業等とのマッチング（実習や職場探し等）を図ることにより、企業等への雇用又は在宅就労が見込まれる65歳未満の人を、サービス期間（標準的な利用期間24ヶ月）を限定して必要な訓練や指導を行うサービスです。							
	見込	延人日／月	759	2,110	2,353	2,597	2,570	2,685	2,806
		実人数／月	51	120	133	147	153	160	167
	実績	延人日／月	2,205	2,247	2,353		—	—	—
実人数／月		110	129	140		—	—	—	
就労継続支援（A型）	概要	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害のある人に、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行います。							
	見込	延人日／月	234	2,494	2,618	2,749	2,824	2,965	3,113
		実人数／月	15	131	138	145	146	153	160
	実績	延人日／月	1,590	2,168	2,561		—	—	—
実人数／月		78	104	132		—	—	—	
就労継続支援（B型）	概要	就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害のある人に、雇用契約を締結しない就労や生活活動の機会の提供、工賃の支払い目標を設定して額のアップを図る等を行います。							
	見込	延人日／月	3,693	4,785	5,024	5,275	5,988	6,287	6,601
		実人数／月	210	239	251	264	336	353	371
	実績	延人日／月	4,564	5,790	5,431		—	—	—
実人数／月		236	266	305		—	—	—	
就労定着支援	概要	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。							
	見込	実人数／月	—	—	—	—	1	3	5
	実績	実人数／月	—	—	—	—	—	—	—
短期入所	概要	居宅において障害のある人の介護を行う家族等の疾病や社会参加その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援の提供を行います。							
	見込	延人日／月	775	1,195	1,255	1,318	1,201	1,261	1,324
		実人数／月	93	105	110	115	203	213	224
	実績	延人日／月	1,130	996	1,089		—	—	—
実人数／月		113	155	184		—	—	—	

※単位の「延人日」は、ひと月あたりの延べ利用日数

現 状

- 療養介護は、近隣市に事業所が1ヶ所できたことで、利用者が増加しています。
- 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）といった就労に向けた知識や能力の向上を図るサービスは、利用者が増加しています。
- 福祉施設から一般就労に移行した障害者の数は、平成20年度（障害者自立支援法施行時の第1期障害福祉計画）2人に対し、平成28年度70人であり、8年間で35倍となり、移行者数が著しく伸びています。一般就労につなげた就労系障害福祉サービス事業所の内訳は、就労移行支援事業所83%、就労継続支援A型事業所2.9%、就労継続支援B型事業所11.4%となっています。
- 短期入所は、市内・近隣市に事業所が少なく、遠方の事業所を利用しています。また、入所施設待機者の代替的な利用やロングステイ化等が進んでいるため、利用が難しい状況となっています。

課 題

- 短期入所は、市内に児童を対象とした事業所0ヶ所、18歳以上の人を対象とした事業所3ヶ所、医療的ケア児・者を対象とした事業所0ヶ所と少ない状況となっています。
- つくし特別支援学校・矢切特別支援学校の卒業生は、平成30年度49人、平成31年度51人、平成32年度は約50人の見込ですが、市内の就労継続支援B型事業所、生活介護事業所はほぼ定員が一杯であり、今後日中活動の場の整備が必要となります。
- 松戸特別支援学校の卒業生は、平成30年 人、平成31年 人、平成32年 人の予定ですが、市内で重症心身障害のある人を対象とした生活介護事業所は4ヶ所、医療的ケアを必要としている人を対象とした生活介護事業所は3ヶ所であり、いずれもこれ以上受入れが厳しい現状にあるため、日中活動の場が不足しています（卒業生の人数の表記については、松戸特別支援学校と調整中）。
- 平成28年度の松戸市の就労継続支援B型事業所における平均工賃月額額は19,170円であり、年々増加していますが、就労継続支援A型事業所の平均賃金月額額は、41,605円であり、年々減少しています。また、就労継続支援A型事業所は、平成29年度、事業所数も急増しているため、サービスの質の担保が課題です。

見込量確保のための方策

- 短期入所は、共生型サービスの利用など身近な場で利用することができるよう、供給体制の整備を検討します。
- 就労継続支援B型事業所、生活介護事業所は、医療的ケア児の受入れを含め、供給体制の整備を検討します。

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

- 自立訓練は、身近な所でサービスが利用できるよう、新規事業所の参入を促すなど、サービス提供体制の整備を図ります。
- 就労移行支援事業所の一般就労への移行者数、かつ職場の定着率を今後も伸ばせるよう、事業所間での連携体制の支援に努めます。
- 就労継続支援A型事業所の一般就労への移行率や賃金、さらに事業所数の増加等が問題となっているため、今後新規増設することよりは、現在指定を受けている就労継続支援A型事業所の適切な事業運営及び、一般就労に移行できるよう、研修会等を実施し、サービスの質の向上を目指します。
- 就労継続支援事業所において、事業所が提供するサービスの質を高め、利用者を適正な働く場につなげていけるよう事業所に対する支援に努めます。
- 就労継続支援B型事業所等で行われている企業からの受注作業は、安定した受注作業となるよう事業所との連携を図り、共同受注の仕組みづくりについて検討を進め、工賃向上に取り組める体制作りを目指します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、市から障害者就労施設等での生産品や役務の提供の発注が拡大するよう庁内への周知を図ります。
- 通所施設利用者の負担軽減のため、交通費の助成を継続します。
- 就労定着支援は、新たなサービスであるため、利用者と事業者の双方に周知しつつ、体制の整備に取り組みます。

(3) 居住系サービス

サービス名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
共同生活援助	概要	障害者に対し、共同生活を行う住居で、主に夜間に相談や食事提供等の支援、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。							
	見込	実人数/月	21	168	180	192	272	299	329
	実績	実人数/月	167	196	225	—	—	—	
施設入所支援	概要	施設入所者に対し、夜間に入浴、食事、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を障害者支援施設で行います。							
	見込	実人数/月	264	300	297	294	275	273	270
	実績	実人数/月	293	284	280	—	—	—	
自立生活援助	概要	一人暮らしへの移行を希望する障害者に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力・生活力等を補う観点から支援を行います。							
	見込	実人数/年	—	—	—	—	6	8	10
	実績	実人数/年	—	—	—	—	—	—	—

現 状

- 共同生活援助（グループホーム）は、新規開設等により、利用者数は増加傾向にあります。

課 題

- 入所施設からの退所や精神科病院からの退院による地域生活への移行を進めるには、共同生活援助（グループホーム）の整備が必要となります。
- 市内の共同生活援助（グループホーム）が少ないため、近隣市や遠方の事業所を利用する傾向にあります。
- 共同生活援助（グループホーム）整備のため、世話人の確保及び人材育成が課題となります。
- 共同生活援助（グループホーム）は、地域住民の理解を得ることが課題となる場合があります。

見込量確保のための方策

- 施設入所者が地域に移行できるよう共同生活援助（グループホーム）の整備に努めます。共同生活援助（グループホーム）の開設について、地域住民の理解を得ることが課題となる場合は、理解を求めるよう努めます。
- 施設入所者または長期入院していた人が円滑に自立した生活に移行できるよう、関係機関と連携し、地域移行支援及び地域定着支援を利用し、共同生活援助（グループホーム）または一人暮らしへの移行を進めていきます。また、施設入所者や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障害者が、安心して地域で生活することができるよう、自立生活援助を利用し、賃貸住宅等における一人暮らしへの移行も進めていきます。
- 共同生活援助（グループホーム）の利用者に対して家賃助成を行い、利用者負担の軽減に努めます。
- 施設入所支援は、適切な利用ができるよう対応に努めます。
- 自立生活援助は、新たなサービスであるため、利用者と事業者の双方に周知しつつ、体制の整備に取り組みます。

（４）障害児通所支援

サービス名	単位	第3期	第4期計画実績				第5期見込量		
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
児童発達支援	概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。							
	見込	延人日／月	—	1,486	1,560	1,639	2,481	2,605	2,735
		実人数／月	173	117	123	129	216	227	238
	実績	延人日／月	1,660	2,041	2,250		—	—	—
実人数／月		135	168	196		—	—	—	
医療型児童発達支援	概要	上肢、下肢又は体幹の機能障害がある児童に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行います。							
	見込	延人日／月	—	158	166	174	161	169	177
		実人数／月	—	15	16	17	15	16	17

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

	実績	延人日/月	196	137	146		—	—	—
		実人数/月	16	14	14		—	—	—
居宅訪問型児童発達支援	概要	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。							
		見込	延人日/月	—	—	—	—	4	4
	実人数/月		—	—	—	—	2	2	2
	実績	延人日/月	—	—	—	—	—	—	—
実人数/月		—	—	—	—	—	—	—	
放課後等デイサービス	概要	放課後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。							
		見込	延人日/月	—	3,380	3,549	3,727	8,084	8,488
	実人数/月		300	319	335	351	612	645	675
	実績	延人日/月	3,868	5,966	7,332		—	—	—
実人数/月		353	459	555		—	—	—	
保育所等訪問支援	概要	障害の専門職員が保育所、幼稚園、小学校等の他、児童が集団生活を営む施設として市町村が認めた施設を訪問し、障害のある児童が集団生活に溶け込めるように支援を行います。							
		見込	箇所	—	2	2	2	2	2
	延人日/月		—	—	—	—	2	2	2
	実績	箇所	—	2	2	1	—	—	—
延人日/月		—	3	2		—	—	—	

現 状

- 児童発達支援は、市直営のこども発達センター以外に、民間事業所の参入が相次ぎ、見込量を大幅に上回る実績となっています(平成28年14か所 → 平成29年21か所)。
- 医療型児童発達支援は、概ね見込量どおりの実績となっています。
- 放課後等デイサービスは、平成26年度から支給量の上限を緩和したこと(月15日→23日)、また新規事業者が増加したこと(平成28年36か所 → 平成29年42か所)により、見込量を大幅に上回る実績となっています。

課 題

- 児童発達支援、放課後等デイサービスは、市内の事業所数が急増しているため、サービスの質の担保が必要となります。
- 療の吸引等が必要な医療的ケア児が通所できる市内事業所が、児童発達支援21か所のうち2か所、放課後等デイサービス42か所のうち2か所と、ともに少ない状況です。

見込量確保のための方策

- 児童発達支援及び医療型児童発達支援は、未就学の児童を対象としているという点で療育支援の入口になることから、必要な児童がサービスを利用できるよう、関係機関との連携を深めます。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、医療的ケアをはじめとした利用者個々のニーズに応じて利用場所を選択できるよう、体制の整備に取り組みます。
- 放課後等デイサービス事業所研修会等の地域の支援機関と連携した研修の開催により、児童発達支援、放課後等デイサービスの質の担保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、新たなサービスであるため、利用者と事業者の双方に周知しつつ、体制の整備に取り組みます。
- 保育所等訪問支援は、乳児院・児童養護施設の障害児にも対象が拡大されますが、保育所等の訪問先の側の理解と協力が必要かつ重要であることから、これまで以上に訪問先との連携強化を図ります。

(5) 相談支援事業（個別給付支援事業）

サービス名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量				
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
計画相談	概要	障害のある人等や家族、介護を行う人等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。								
	障害者	見込	実人数/年	—	—	—	—	1,840	2,101	2,399
		実績	実人数/月	—	128	192	202	319	335	352
	障害児	見込	実人数/年	685	1,142	1,411	—	—	—	
			実人数/月	165	299	289	—	—	—	
		実績	実人数/年	—	—	—	—	333	374	421
			実人数/月	—	36	54	57	158	166	174
	地域移行支援	概要	入所施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人等に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談等を行います。							
見込		実人数/年	—	—	—	—	14	15	16	
実績		実人数/年	14	7	12	—	—	—		
地域定着支援	概要	居宅で単身等で生活している障害のある人に対し、常時連絡体制を確保し相談・緊急時支援を行います。								
	見込	実人数/年	—	—	—	—	7	7	8	
	実績	実人数/年	2	4	6	—	—	—		

現 状

- 相談支援専門員は、事業所内で他の業務と兼務している形態が多く、相談支援専門員としての本来の業務体制が確保されていない状況となっています。

○相談支援専門員が作成するサービス等利用計画数は増加していますが、作成率は障害者は約7割、障害児は約3割となっています。

課題

- サービス利用者に対する相談支援専門員の数不足している状況です。相談支援専門員は71人（常勤換算時33人）であり、1人あたり28.8件（常勤換算時61.9件）を担当しています。セルフプラン利用児者1,318人を各相談支援専門員に振り分けた場合、1人あたりさらに18.6件（常勤換算時40件）担当することとなります（平成29年1月時点）。
- 障害の特性や障害の程度等、様々な状況の人のサービス等利用計画作成のため、相談支援専門員のスキルアップが必要です。
- 入所施設からの退所や、精神科病院からの退院による地域生活への移行を進めるため、地域移行支援、地域定着支援のサービス提供体制の整備が必要となります。
- 障害児相談支援の制度については、一層の周知が必要となります。
- セルフプランから、より適切なサービス利用のため、サービス等利用計画に移行できるよう体制の整備が必要となります。

見込量確保のための方策

- 様々な相談に対応することができるよう、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係機関等との相談支援体制の強化に努めます。
- 相談支援専門員の増加のため、介護保険のケアマネージャーの参入を促す等の方策を検討します。
- 相談支援専門員のスキルアップのため、研修を行います。
- 地域移行支援、地域定着支援のサービスは、ニーズを把握しながら供給体制の整備に努めます。
- 障害児相談支援については、専門家による適切なサービスの組み合わせの提案を受けられる、1つの計画をもとに関係者が情報を共有することにより一体的な支援を受けられるといった利点を知らない保護者も多いため、制度の周知に努めます。
- 障害児相談支援事業者は、需要増が見込まれるため、障害者の相談支援専門員に参入を促すなど、質の確保を保ちながら増加を図ります。

4 地域生活支援事業（必須事業）の利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策

（1）理解促進・研修啓発事業

事業名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

理解促進・研修啓発	概要	障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を行い、共生社会の実現を図ります。							
	見込	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施有無	実施	実施	実施	実施	—	—	—

見込量確保のための方策

○障害者週間（12月3日～12月9日）等の機会を通して、地域住民の障害に関する理解促進に向けたイベントを開催します。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
自発的活動支援	概要	障害のある人等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。							
	見込	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施有無	実施	実施	実施	実施	—	—	—

見込量確保のための方策

○障害のある人やその家族、地域住民等により構成された団体が、地域において自発的に取り組む障害に関する啓発活動等に対し、支援を行います。

(3) 相談支援事業

事業名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
障害者相談支援	概要	障害のある人等や家族、介護を行う人等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。							
	見込	箇所	2	2	2	2	5	5	5
	実績	箇所	2	2	2	2	—	—	—
基幹相談支援センター	概要	総合的な相談に対応するとともに、人材育成等地域における相談の中核的な役割を担います。							
	見込	設置有無	有	有	有	有	有	有	有
	実績	設置有無	有	有	有	有	—	—	—
相談支援機能強化	概要	専門的職員を配置する、地域の相談支援体制の強化を図る等により、基幹相談支援センター等の相談支援機能の強化を行います。							
	見込	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施有無	実施	実施	実施	実施	—	—	—

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

住宅入居等支援	概要	地域での生活を希望する退院（退所）可能な障害のある人等に賃貸住宅等の入居に必要な諸手続きに係る支援を行います。							
	見込	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施有無	実施	実施	実施	実施	—	—	—

現 状

- 障害者相談支援事業のうち、健康福社会館 3 階の「ふれあい相談室」は、ほほえみ（身体・知的）、おおぞら（精神）に相談窓口が分かれていたものを、平成 27 年度に 3 障害の相談窓口を一本化した「ふれあい相談室」としました。
- 障害者相談支援事業の一環として、平成 28 年から、精神（サポートネット松戸）、知的（相談支援センターエール）、身体（相談支援事業所みらい）の障害特性別相談機関「ハートオン相談室」を設置しました。
- 基幹相談支援センターは、相談機関の中核として総合的、専門的な支援を行うほか、地域の相談機関の支援を行う役割があります。
- 基幹相談支援センターは、「障害者虐待防止・障害者差別解消センター」を併設し、通報や相談を受付けるほか、市とともに障害者虐待や、障害者差別への対応を行う役割があります。
- 住宅入居等支援（居住サポート）は、地域移行支援とは別に、家族と同居している人や、転居を必要とする人などの支援を行っています。

課 題

- 基幹相談支援センターは、地域の相談機関を支援し、育成する役割を担うことが必要となります。
- 基幹相談支援センターをはじめ、市が委託する相談事業所が 5 か所あり、それぞれの役割を明確にし、対応できるようスキルアップが必要です。
- 各相談機関への相談件数は年々増加し、平成 28 年度、基幹相談支援センターは 人の相談員で 件、ふれあい相談室は 人の相談員で 件、ハートオン相談室は、各一人の相談員で身体 件、知的 件、精神 件であり、相談の増加に対応する人員が不足しています。

見込量確保のための方策

- 障害者虐待防止・障害者差別相談センターは、虐待に関する通報の受理、相談、支援を行う機関として充実を図ります。
- 基幹相談支援センターは、人口 10 万人に対し 1 つ整備することが望ましいとされているため、委託の相談事業所 5 か所それぞれの役割について検討するとともに、基幹相談支援センターの設置数についても検討を行います。
- ふれあい相談室については、基幹相談支援センターと同じように、地域の相談機関との連携強化の取り組みを実施する等、機能の充実を図ります。
- 相談件数の増加に対応するため、業務量に見合ったハートオン相談室におけ

る人材確保の在り方について検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
成年後見制度利用支援	概要	成年後見制度の利用が必要な知的障害のある人、精神障害のある人のうち、親族による後見等の申立てが困難な場合、市長による申立ての支援を行います。							
	見込	人/年	—	—	—	—	6	6	6
	実績	人/年	2	6	1		—	—	—

現 状

- 本人や親族による後見等の申立てが困難な場合、市長による申立てを行って
- います。
- 成年後見人等への報酬の支払いが困難な状況にある人に代わり、市が報酬助成を行って
- います。

見込み量確保のための方策

- 市長による後見の申立てを適宜行っていきます。
- 成年後見人等に対する報酬助成を継続して行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
成年後見制度法人後見支援	概要	市民後見協力員の養成、成年後見制度相談受付等の業務を委託します。							
	見込	箇所	1	1	1	1	1	1	1
	実績	箇所	1	1	1	1	—	—	—

現 状

- NPO法人と連携し、成年後見制度に関する相談・啓発や、市民後見協力員の養成、活動支援等を行って
- います。
- 市民後見協力員が、専門職後見人等の身上監護業務を補助する役割を担って
- います。

見込み量確保のための方策

- NPO法人への委託による成年後見制度に関する事業を継続させます。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣	概要	聴覚、言語、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳・要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。							
	見込	件/年	—	870	920	960	917	963	1,011
	実績	件/年	607	736	832	—	—	—	
手話通訳者設置	概要	市役所内に手話通訳者を設置し、聴覚等に障害のある人のコミュニケーションを支援します。							
	見込	人/年	—	3	3	3	3	3	3
	実績	人/年	2	2	2	2	—	—	—

現 状

- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員は、市に登録し、聴覚障害者からの要請・市の関係する講演会及びイベント等への協力依頼により、派遣を行っています。
- 手話通訳者は、市役所内に2人を設置し、聴覚障害者等のコミュニケーション支援を行っています。

課 題

- 手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣事業は、見込量を下回っておりますが、利用者は増えており、引き続き派遣事業に関する周知を行います。

見込量確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業は、継続して実施します。
- 手話通訳者は、市役所内に継続して設置します。

(7) 日常生活用具給付等事業

用具名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介護・訓練支援用具	概要	訓練用ベッド、特殊マット、体位変換器、移動用リフト等の障害のある人等の身体介護を支援するための用具							
	見込	件/年	—	33	35	37	44	46	49
	実績	件/年	31	33	40	—	—	—	
自立生活支援用具	概要	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器、移動・移乗支援用具等で、障害のある人等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援するための用具							
	見込	件/年	—	123	130	137	44	46	49
	実績	件/年	116	123	98	—	—	—	

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

在宅療養等支援用具	概要	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計等の在宅療養等を支援するための用具							
	見込	人/年	—	89	94	99	108	113	119
	実績	人/年	84	67	72		—	—	—
情報・意思疎通支援用具	概要	点字器、人工喉頭、通信、情報受信装置、ポータブルレコーダー、拡大読書器、活字文書読み上げ装置等の、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具							
	見込	件/年	—	104	110	116	119	125	131
	実績	件/年	99	81	108		—	—	—
排泄管理支援用具	概要	ストーマ用装具、紙おむつ等の障害のある人等の排泄管理を支援するための衛生用品							
	見込	人/年	—	8,431	8,852	9,295	6,059	6,362	6,680
	実績	人/年	5,114	5,232	5,496		—	—	—
居宅生活動作補助用具	概要	居宅生活の環境整備を図るため、住宅の床の段差解消や手すりの設置等をするための改修費用							
	見込	件/年	—	3	4	5	3	3	3
	実績	件/年	2	5	1		—	—	—

現 状

- 日常生活用具給付等事業は、重度の障害のある人等に日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立の促進を図ることを目的として行っています。
- 身体障害者手帳等の交付時に、日常生活用具の説明をしています。
- 平成26年度から、小児慢性特定疾患の児童に対する日常生活用具の給付事業を開始しました。

課 題

- 今後は、障害のある人等の地域生活への移行が進むことにより、障害の内容に応じた適切な日常生活用具の給付が必要となります。
- 日常生活用具の性能向上及び新たな品目の給付など、利用者のニーズに応じた対象品目の見直しなどが必要となります

見込量確保のための方策

- 進化する日常生活用具の情報及び利用者からの要望を踏まえ、日常生活用具の品目及び対象者、耐用年数の短期化等の見直しを行うなど事業の充実を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成	概要	市に登録し、聴覚障害者からの要請、市の関係する講演会及びイベント等への派遣に繋がる手話奉仕員を養成します。						
	見込	実人数/年	—	30	30	30	30	30
	実績	実人数/年	24	23	17	—	—	—
要約筆記者養成	概要	市に登録し、聴覚障害者からの要請、市の関係する講演会及びイベント等への派遣に繋がる要約筆記者を養成します。						
	見込	実人数/年	—	—	—	—	10	10
	実績	実人数/年	4	—	—	—	—	—

現 状

- 手話奉仕員養成及び要約筆記者(平成26年度までは要約筆記奉仕員)養成は、養成研修を実施しています。

課 題

- 手話通訳・要約筆記の担い手の育成を進めることが必要となります。
- 手話奉仕員養成は、奉仕員の人材育成及びスキルアップのため、事業を継続します。
- 要約筆記者養成は、筆記者の人材育成に関し、県の動向を踏まえ、情報提供を行うことが必要となります。

見込量確保のための方策

- 手話奉仕員養成研修は、前期研修及び後期研修を2年間にわたり実施し、人材の確保及び技術の向上を図ります。

(9) 移動支援事業

事業名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
移動支援 (社会参加支援)	概要	屋外での移動が困難な障害のある人に、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加における外出等のための移動を個別に支援します。							
	見込	時間/月	2,580	2,813	2,895	2,951	3,483	3,657	3,840
		実人数/月	208	234	239	242	356	374	393
	実績	時間/月	2,927	2,980	3,159	—	—	—	
実人数/月		265	283	323	—	—	—		
移動支援 (通学等)	概要	保護者の疾病、障害等により通学時等の介助者がいない児童であって、他の送迎手段や付添いの支援が得られず中長期的に通学等ができない児童に、通学等のための移動を個別に支援します。							

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

支援)	見込	時間/月	93	128	194	292	234	245	258
		実人数/月	10	13	20	30	30	31	33
	実績	時間/月	106	136	212		—	—	—
		実人数/月	13	16	27		—	—	—

現 状

- 平成26年度から、社会参加支援に加え、通学時の移動支援を行う「通学等支援」のサービスを開始しました。
- 通学等支援の利用者数、利用量は、増加傾向にあります。

課 題

- 多様なニーズに対する柔軟なサービス供給体制の整備、事業所及び人材の確保が必要となります。
- 通学等支援は、朝の時間帯にサービス需要が集中するため、ヘルパーの人材確保が課題となっています。

見込量確保のための方策

- サービスの利用内容及び支給量の実態を把握し、利用の適正化に努めます。
- サービス利用のニーズを把握しながら、供給体制の整備に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

類型	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
地域活動支援センターⅠ型	概要	基礎的事業のほか、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業を実施します。							
	見込	箇所/年	—	1	1	1	1	1	1
		実人数/月	—	29	31	33	40	40	40
	実績	箇所/年	1	1	1	1	—	—	—
実人数/月		37	28	45		—	—	—	
地域活動支援センターⅡ型	概要	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人等に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。							
	見込	箇所/年	—	1	1	1	1	1	1
		実人数/月	—	319	335	352	260	260	260
	実績	箇所/年	1	1	1	1	—	—	—
実人数/月		281	323	216		—	—	—	
地域活動支援センターⅢ型	概要	概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が、地域における障害のある人等のために通所による援護事業を実施します。							
	見込	箇所/年	—	19	18	17	16	16	15

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

	実人数/月	—	260	250	240	256	256	240
実績	箇所/年	20	19	17	—	—	—	—
	実人数/月	320	309	278	—	—	—	—

現 状

- 地域活動支援センターⅢ型の事業所が、就労継続支援B型の事業所へ移行するにあたり、相談・支援の対応を行いました。
- 地域活動支援センターⅢ型の事業所のうち、平成27年度、平成28年度に各1箇所が就労継続支援B型の事業所へ移行、また、1箇所が事業を廃止しました。
- 近隣市と比較し、市内の地域活動支援センターⅢ型事業所数が多い状況です。
- 地域活動支援センターⅢ型は、就労系施設への通所が適当ではない人等の日中の居場所として重要な役割があります。

課 題

- 地域活動支援センターⅢ型は、活動内容及び支援員の配置等の運営基盤の整備が必要となります。
- 地域活動支援センターⅢ型から就労継続支援B型等への移行について、相談等の支援を行うことが必要となります。

見込量確保のための方策

- 地域活動支援センターの事業運営の安定化を図るため、引き続き事業所の状況把握や支援に努めます。
- 地域活動支援センターⅢ型の事業所が、生活介護又は就労継続支援B型の事業所への移行を検討する際には、移行後に安定した運営をできるように、新たな事業展開及び運営基盤の強化等についての助言を行います。

5 地域生活支援事業（その他事業）の利用実績と課題、見込量及びその確保のための方策

事業名	単位	第3期	第4期計画実績			第5期見込量			
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
福祉ホーム	概要	低額な料金で居室その他日常生活に必要な便宜を供与し、地域生活を支援します。							
	見込	箇所/年	—	1	1	1	1	1	1
		実人数/月	—	3	3	3	1	1	1
	実績	箇所/年	1	1	1	1	—	—	—
実人数/月		1	1	1	1	—	—	—	
訪問入浴	概要	居宅で入浴が困難な寝たきりの身体に障害のある人に対し、訪問して							

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

サービス		入浴サービスの提供を行います。							
	見込	回/月	—	373	391	411	358	376	395
		実人数/月	—	62	65	68	51	53	56
	実績	回/月	260	296	325		—	—	—
実人数/月		36	40	46		—	—	—	
更生訓練 費給付	概要	自立訓練、就労移行支援を利用している人、身体障害者更生援護施設に入所し訓練を受けている人に更生訓練費を支給します。							
	見込	実人数/月	—	22	23	24	21	21	21
	実績	実人数/月	21	18	21		—	—	—
知的障害 者職親委 託	概要	市長が認めた事業経営者（職親）に一定期間委託し、生活指導、技能習得訓練等を行います。							
	見込	実人数/月	—	2	2	2	2	2	2
	実績	実人数/月	2	2	2	2	—	—	—
日中一時 支援	概要	日中の活動の場の確保とともに、家族の就労支援、一時的な休息を図ります。							
	見込	延人日/月	—	—	—	—	1,107	1,162	1,220
		実人数/月	—	482	506	531	217	228	239
	実績	延人日/月	509	883	1,004		—	—	—
実人数/月		121	176	197		—	—	—	
生活サポ ート	概要	介護給付支給決定に至らない（非該当）が支援の必要な障害のある人等に、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、支援を行います。							
	見込	時間/月	—	3	3	3	0	0	0
		実人数/月	—	1	1	1	0	0	0
	実績	時間/月	0	0	0	0	—	—	—
実人数/月		0	0	0	0	—	—	—	
自動車運 転免許取 得助成	概要	就労の機会拡大や社会参加のために自動車運転免許取得に要した経費の一部を助成します。							
	見込	実人数/年	—	30	30	30	7	8	9
	実績	実人数/年	5	3	5		—	—	—
自動車改 造費助成	概要	自立した生活をするために、自動車を改造する場合の経費の一部を助成します。							
	見込	実人数/年	—	20	20	20	11	12	13
	実績	実人数/年	4	6	4		—	—	—

※単位の「延人日」は、ひと月あたりの延べ利用日数

現 状

○知的障害者職親委託は、職親として、当初委託した人から事業を引継ぐ人の確保が難しい状況です。

課題

- 知的障害者職親委託事業は、職親の後継者がいないため、事業の継続について職親に働きかけますが、今後のあり方について検討することが必要となります。
- 生活サポートは、現在は利用実績がありませんが、非該当と認定された人でも安心して生活ができるよう事業を継続する必要があります。
- 自動車運転免許取得助成及び自動車改造費助成は、障害のある人の社会参加のための重要な事業であり、事業を継続する必要があります。

見込量確保のための方策

- 知的障害者職親委託は、事業の後継者等の問題もあり、今後のあり方等について職親と協議します。
- 生活サポートは、障害のある人等が地域で安心して生活ができるよう事業を継続します。
- 自動車運転免許取得助成及び自動車改造費助成については、障害のある人等の生活活動の拡大と移動の利便性を高め、就労機会及び社会参加の拡大のために継続します。

第3章 計画の重点施策

1 国が定める重点的施策と成果目標

第4期障害福祉計画における成果目標の達成度合いを評価したうえで、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に係る国の基本指針を踏まえ、計画期間（平成30年度から平成32年度）における成果目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標数値	国の基本方針
平成28年度末時点の施設入所者	276人	
平成32年度入所者数	270人	
入所削減見込数 (平成29年度～平成32年度)	6人 (2%)	平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減する
地域生活移行者数 (平成29年度～平成32年度)	25人 (9%)	平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを目指す

前期計画では、入所者数は12人の削減により294名とすることを目標としていましたが、平成28年度末の時点で、すでに目標を大きく上回る30人の削減を達成し、入所者数は276人となっています。

また、地域移行者数については、36人と目標設定をしていましたが、平成29年5月現在で29人であり、平成29年度末までには目標に到達するものと思われます。

本計画では、障害のある人等の状態やニーズに合わせた地域生活への移行ができるように、居住の場としてのグループホーム及び一般住宅等について、地域住民の理解や協力を得ながら、促進に努めます。

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末の目標（新規）	平成32年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
【国の基本方針】	平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

本計画より、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進とインクルーシブな社会の実現に向けた取り組みを推進する必要があることから、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が加わりました。

退院する精神障害者が円滑に地域生活へ移行できるように、既存の会議体の活用も含めて、協議の場の設置に向けた検討を行います。

3 地域生活支援拠点の整備

平成 32 年度末の目標	地域生活支援拠点を整備する。
【国の基本方針】 障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等について、平成 32 年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備する。	

地域生活支援拠点とは、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じた居住支援のための機能を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものであり、「多機能拠点整備型」「面的整備型」の 2 つの類型があります。

国が示す地域生活支援拠点の基本機能は、

- ① 親元からの自立等に係る相談
- ② 一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ③ 緊急時の受け入れ・対応のための短期入所の利便性、対応力の向上
- ④ 専門的人材の確保、養成、連携
- ⑤ コーディネーターの配置等による地域の体制づくり 等です。

前期計画では、平成 29 年度末までに地域生活拠点を 1 か所整備するという成果目標を定め、検討を重ねてきましたが、目標の達成には至りませんでした。

今後は、地域生活支援拠点の整備に向け、各関係機関と連携のもと、本市の実情に合わせた検討を進めていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標数値	国の基本方針
① 福祉施設（※）から一般就労 への移行者数 （平成 32 年度） ※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	105 人	福祉施設の利用者のうち、一般就労に移行する者が、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上を目指す

② 就労移行支援事業の利用者数（平成 32 年度）	167 人	就労移行支援事業の利用者を、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加
③ 移行支援事業所ごとの就労移行率（平成 32 年度）	50%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上
④ 就労定着支援による職場定着率（新規）（平成 31 年度及び平成 32 年度）	80%	就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%

① 福祉施設から一般就労への移行者数

平成 28 年度の福祉施設利用者のうち、一般就労への移行者数は 70 人であり、前期計画の目標値である 26 人をすでに達成しています（平成 24 年度実績の約 5.8 倍）。

第 5 期障害福祉計画の目標値は、国の基本方針に基づき、28 年度の一般就労への移行実績 70 人の 1.5 倍である 105 人と設定します。

平成 28 年度において、就労移行支援事業所から一般就労した者の割合は 24%、就労継続支援 B 型事業所から一般就労した者の割合は 2.5% であり、平成 27 年度の全国数値の就労移行支援事業所 22.4%、就労継続支援 B 型事業所 1.3% の数値より高い状況です。一方、就労継続支援 A 型事業所から一般就労へ移行した者の割合は 1.1% であり、全国数値 4.3% を大きく下回っており、松戸市は就労継続支援 A 型事業所から一般就労へつなげられていないことがわかります。

引き続き、就労移行支援事業所、就労継続支援 B 型事業所の移行率かつ定着率を伸ばすことを目指すとともに、就労継続支援 A 型事業所が一般就労につなげることができるよう、各就労系障害福祉サービス事業所間での連携、就労継続支援 A 型事業所の適切な事業運営及び、研修会等を実施し、就労系障害福祉サービス事業の質の向上を目指します。

② 就労移行支援事業の利用者数

前期計画では、平成 29 年度末の目標値として、利用者数を 188 人と定めましたが、平成 28 年度末の利用者数は 139 人であり、平成 29 年度末においても達成は困難な見込みです。達成困難な要因として、直近 3 年間では就労継続支援 A 型事業を利用するものの増加が考えられます。（直近 3 年間の伸び率：就労移行支援事業 平均約 10%、就労継続支援 A 型事業 平均約 90%）

第 5 期障害福祉計画では、国の基本方針に基づき、平成 28 年度の実績 139 人から、平成 32 年度末の利用者数を 167 人と設定しています。

一人一人のニーズに合った適切な就労の場につなげることができるよう体制整備及び就労系障害福祉サービス事業所のアセスメント力の向上に対する支援を実施します。

③ 移行支援事業所ごとの就労達成率

前期計画では、就労移行支援事業所のうち一般就労への移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを、平成29年度末の目標値として設定しました。平成28年度における市内就労移行支援事業所3事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所は2事業所であるため、すでに目標は達成しています。

平成29年8月における就労移行支援事業所は6事業所ありますが、今期計画においても、引き続き就労移行率が3割以上の事業所を5割以上にすることを目標とします。

④ 就労定着支援による職場定着率

第5期障害児福祉計画から、目標値を定めます。

就労定着支援は、平成30年度より開始される事業であり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。

平成30年度より精神障害者が法定雇用率に算入することに伴い、一般企業から福祉施設を利用している障害者の一般就労へのニーズが更に高まることが予想されます。

今後、福祉施設には、福祉施設から一般就労へ移行させる力と長く職場に定着させていく力がより求められます。松戸市としても平成30年度より始まる就労定着支援事業者を就労移行及び就労定着の実績がある事業所に担ってもらい、就労支援施設等、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、各関係機関と連携を取り、一人一人のニーズに合った適切な就労の場の提供を目指していきます。

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

平成32年度末の目標	児童発達支援センターを設置する。
<p>【国の基本方針】 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p>	

平成24年の児童福祉法の改正で、身近な地域での支援体制の強化のため、通所支援及び相談支援の拠点として、少なくとも1か所の児童発達支援センターを設置する整備目標が示されました。

本市では、こども発達センターを児童発達支援センターとして整備済みです。今後も

支援体制の充実に努めます。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

平成 32 年度末の目標	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
【国の基本方針】 すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	

本市においては、こども発達センターが保育所等訪問支援を提供しており、すでに体制は構築済みです。

保育所等訪問支援は、訪問を受ける側の理解と協力が必要かつ重要であることから、これまで以上に訪問先との連携強化を図ってまいります。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成 32 年度末の目標	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所を確保する。
【国の基本方針】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。	

本市においては、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所が、それぞれ 2 か所ずつ確保されています。

今後も需要に応じ、事業所の整備を図ってまいります。

(4) 医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置

平成 30 年度末の目標	医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。
【国の基本方針】 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても構わない。	

平成 28 年、児童福祉法の改正が行われ、医療的ケア児が心身の状況に応じた適切

な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の各関連分野の支援機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされました。

本市においては、平成28年11月、この協議の場として「松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議」を設置しました。そして、3回の会議とアンケート調査の結果を受けて、平成29年10月に「医療的ケア児の支援に関する地域の課題及び対応策」を取りまとめたところです。

まずは、この取りまとめを受けた対応を推進するとともに、今後とも、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、検討を重ねてまいります。

2 本市における重点施策

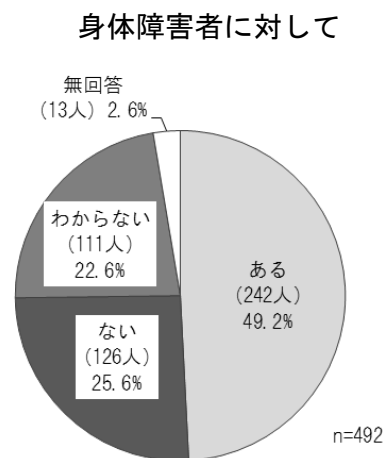
障害のある人等の自立支援の観点から、新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、その生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、計画期間（平成30年度から平成32年度）において、下記3項目について松戸市として重点的に取り組みます。

1 障害のある人への理解促進・障害者が安心して生活できる地域づくり

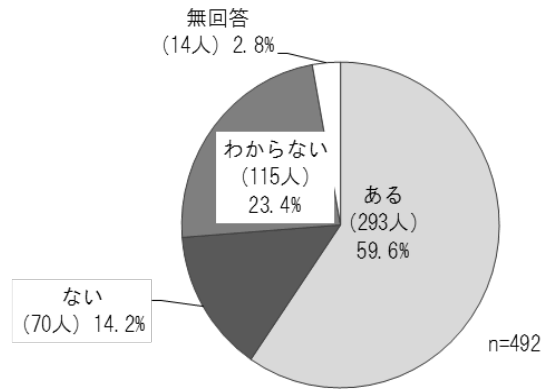
平成28年度に実施した「障害者計画中間評価のための市民アンケート調査」（以下、中間評価アンケート）では、以下のデータが示されています。

(1) 障害者手帳を所持していない1,000人への調査

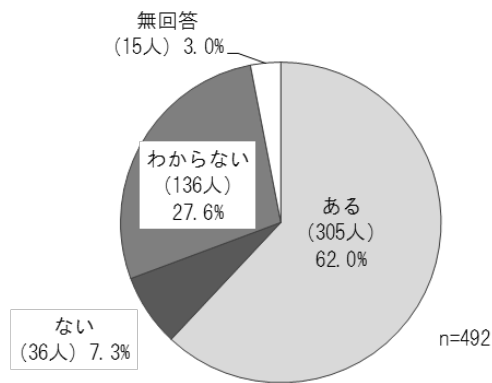
- ・「障害のある人への差別や偏見があると思うか」について、「ある」とする回答が身体障害者に対しては49.2%、知的障害者に対しては59.2%、精神障害者に対しては62.0%に上っています。



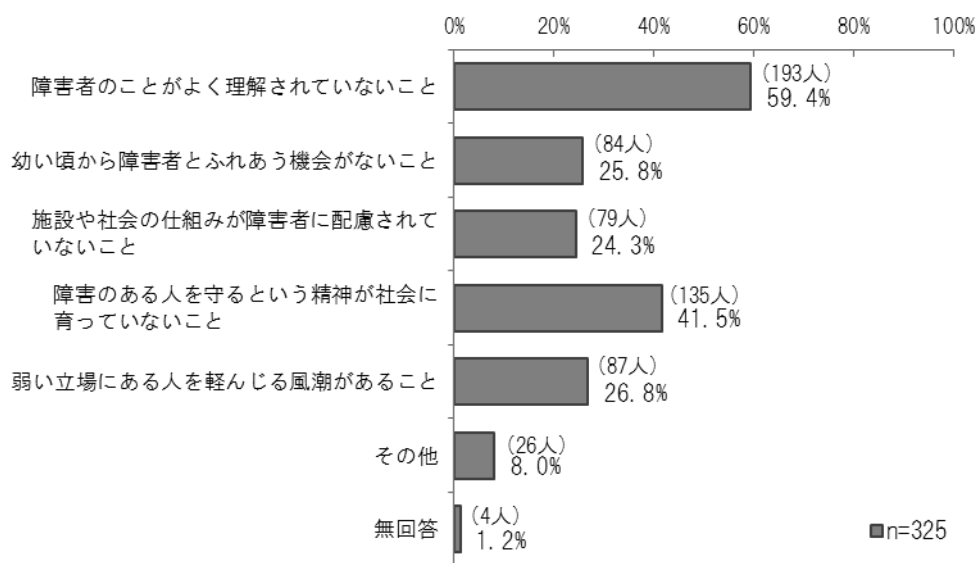
知的障害者に対して



精神障害者に対して

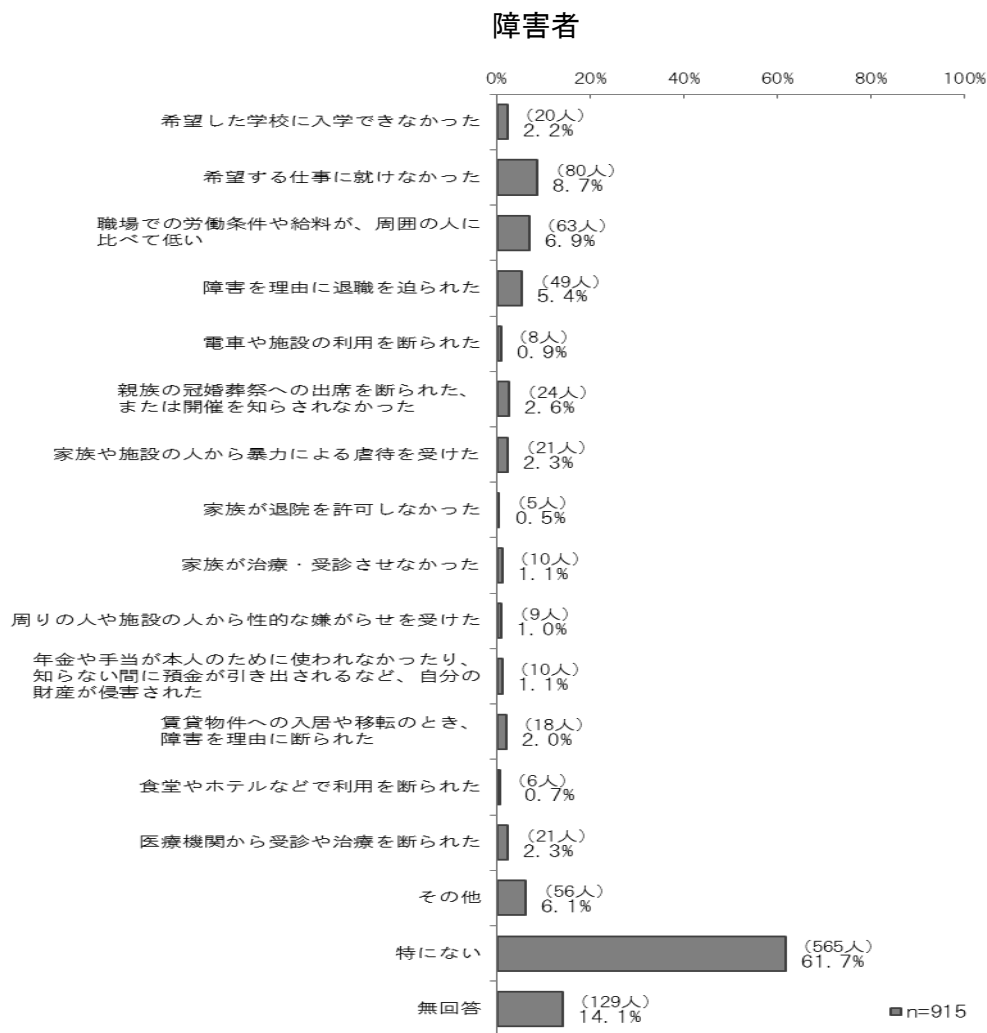


- ・「障害のある人への差別や偏見が生まれる理由は何か」については、「障害者のことがよく理解されていないこと」とする回答が 59.4% に上っています。

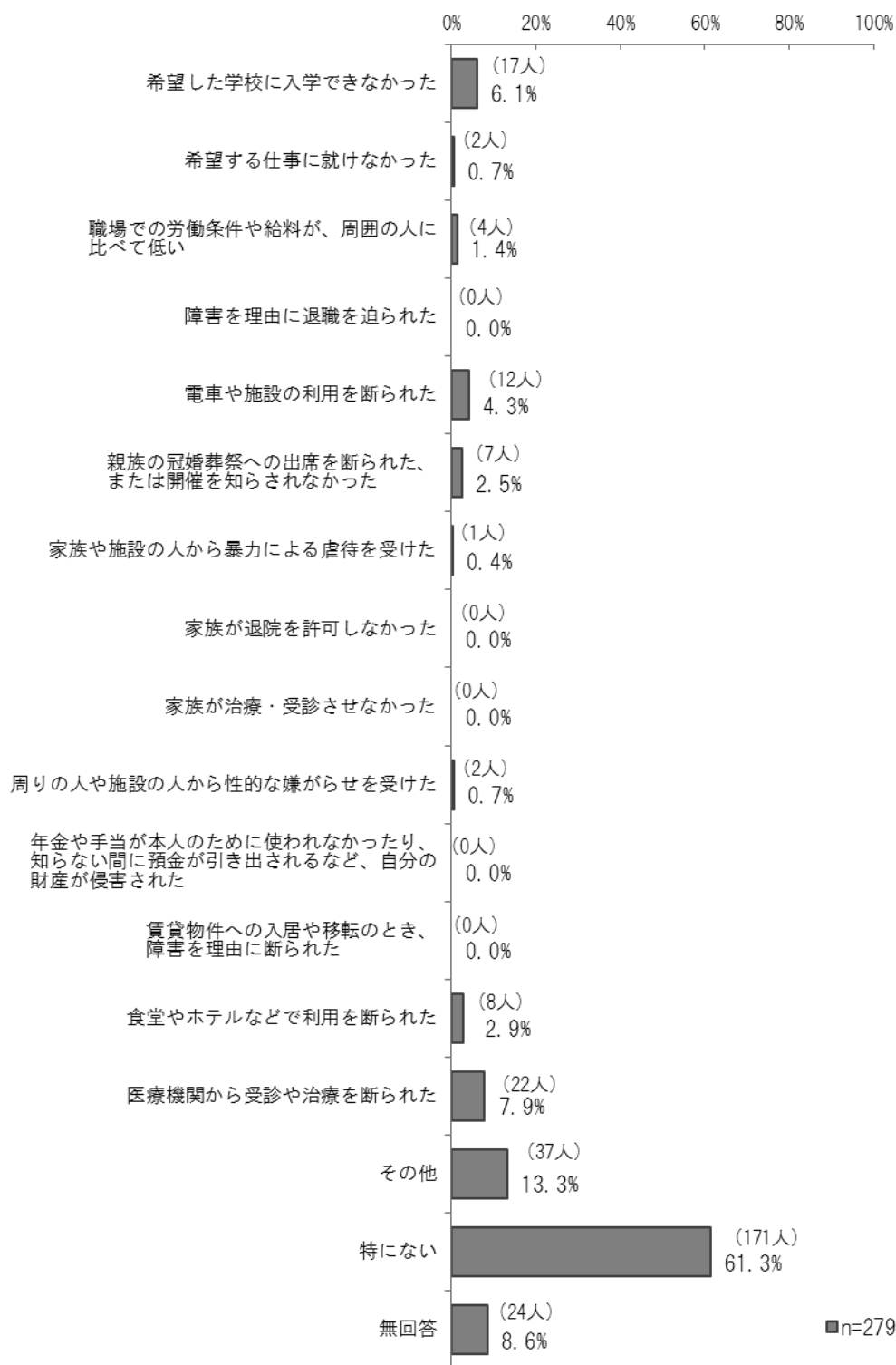


(2) 障害者手帳を所持する障害者 1,500 人、障害児 500 人への調査

- ・「人権を損なう扱いを受けた経験」については、「特にない」が障害者 61.7%、障害児 61.3%と最も多くなっているものの、障害者では「希望する仕事に就けなかった」が 80 人 (8.7%)、「職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い」が 63 人 (6.9%)、障害児では「医療機関から受診や治療を断られた」人が 22 人 (7.9%) に上っています。



障害児



以上を踏まえて、障害の有無に関わらず共に生きる地域づくりへの取組みの推進が必要であると考えられることから、これまで取り組んできた（ア）（イ）について、今後も継続して推進を図っていきます。

(ア) 障害者差別解消への取組みの推進

障害者差別解消法は、障害のある人への差別の禁止とともに、個別の障害を理解し、配慮することを定めています。

「車いすを利用していることを理由に飲食店への入店を断る」、「障害を理由にスポーツクラブへの入会を断る」など、障害を理由とする差別をしないことだけでなく、「視覚障害のある人には、音声でわかりやすく案内する」、「知的障害のある人には書類にルビをふり、わかりやすく説明する」など、障害の特性に合わせた配慮が求められます。

松戸市では、障害者差別解消法の施行に合わせ、「障害者虐待防止・障害者差別相談センター」と、「松戸市障害者差別解消支援地域協議会」を設置しました。

「障害者虐待防止・障害者差別相談センター」は、基幹相談支援センター内に設置し、障害を理由とする差別にかかわる相談を受付けています。

また、「松戸市障害者差別解消支援地域協議会」は、地域ぐるみで障害者差別の解消に向けた取組みを推進するネットワークです。障害者支援の経験や専門知識を持つ人や、障害のある当事者・家族会のほか、国・県・市の関連部署を構成員とし、障害者差別相談事例の共有、障害者差別に関する相談を受けた機関等への調整・対応内容の提案、障害者差別にかかる紛争の防止や解決の後押し等を協議します。

障害者への中間評価アンケートでは、多くの人が雇用に関する差別的取扱いについて回答していますが、障害者差別解消支援地域協議会においてはハローワークとの連携も行い、「障害者雇用促進法」に定められている雇用に関する差別事案についても共有しています。

その他、障害者差別解消法を周知するとともに、障害に関する理解を促進する取組みとして、市民向け講演会や、福祉事業者向け研修会なども行っています。

障害者差別解消法は、障害のある人が生活する上で困難なのは、障害があるからではなく、社会の障害についての無理解や、整備されない環境に起因するという「社会モデル」に基づいています。松戸市では、今後も、様々な障害への理解を進め、障害の有無にかかわらず、共生できる地域をめざして、障害者差別の解消に向けた取組みを進めていきます。

なお、松戸市では、行政機関として、職員が障害のある人に適切に対応するため、松戸市職員による障害者への差別に関する相談窓口や、不当な差別的取扱い、及び合理的配慮の具体例を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する松戸市職員対応要領」を策定し、職員に対する研修・啓発等を行っています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	平成 28 年施行
「行政機関」と「事業者」が、障害を理由とする差別の禁止と、障害のある人から「意思の表明」があった場合に、過重な負担とならない範囲で合理的配慮(社会的障壁を取り除くための配慮)の提供を行うことを定めている。差別の禁止は、「行政機関」、「事業者」とともに義務、合理的配慮は、「行政機関」が義務、事業者は努力義務。	

○障害者差別相談受付・対応件数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
17 件	件 (月現在)	→	→	→

○講演会

平成 28 年度		
「個をつなぐ共生社会に向けて」 お笑い芸人 松本ハウス		
平成 29 年度		
「発達障害の子ども及び保護者支援」 子育て本著者・講演家 立石 美津子 氏		
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
継続	→	→

○研修

平成 28 年度
市職員対象障害者差別解消法研修 国学院大学法科大学院教授・弁護士 佐藤 彰一 氏

平成 28 年度
市関係課対象研修「障害者差別解消法の概要と実践例について 精神障がい者支援の現場での経験を基にした実践事例」 精神科医療機関職員（ピア職員含む）

平成 28 年度			
市新人職員対象障害者差別解消法研修			
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
継続	→	→	→

平成 28 年度			
市職員対象文書説明会「障害者差別解消法と視覚障害者への文書送付方法」			
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
継続	→	→	→

○松戸市職員対応要領

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施行	→	→	→	→

○障害者差別解消支援地域協議会

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
設置・開催	→	→	→	→

(イ) 障害者虐待防止の推進

障害者の尊厳を傷つける様々な虐待が社会問題化される中、障害者虐待防止法は平成 24 年 10 月に施行されました。

障害者への中間評価アンケートにおいても、「家族や施設の人から暴力による虐待を受けた」経験がある人が 21 人 (2.3%)、「周りの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた」経験がある人が 9 人 (1.0%) に上っています。

障害のある人が地域で安心して生活するためには、障害者に対する虐待防止を推進する必要があります。

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報が義務付けられています。松戸市では、「障害者虐待防止・障害者差別相談センター」を設置し、障害者虐待の通報を 24 時間受付けています。

養護者（親など）による虐待の疑いがある場合は、市が虐待の事実確認を行い、障害者虐待防止センターと協力して障害者を支援するとともに、介護負担の軽減など、養護者に対する支援も併せて行います。

施設内での虐待の疑いがある場合は、市が障害者の安否確認やその後の支援、施設に対する働きかけを行います。

万が一保護が必要な場合は、障害者を保護し、その自立と社会参加を支援していきます。

また、使用者（雇用主）による虐待の疑いがある場合は、必要に応じて市が事実確認を行い、千葉県と連携を図ります。

平成 28 年度には、より実践に即した迅速、的確な虐待対応のため、「松戸市障害者虐待防止マニュアル」を作成しました。今後も障害者虐待に対する適切対応に努めます。

また、障害者虐待の防止対策として、これまで市民向け講演会など障害者虐待防止法の周知や、虐待を未然に防止するための施設職員、施設管理者向け研修等を行ってきました。今後も障害者が安心して生活を送ることができるよう取組みを継続していきます。

※18 歳未満の障害児に対する虐待の通報先は、柏児童相談所または市の子ども家庭相談課です。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律 (障害者虐待防止法)	平成 24 年施行
障害者虐待の予防と早期発見、及び養護者（親など）への支援を定めている。虐待の起こる場所は、家庭内（養護者）、福祉施設内（施設従事者）、職場（使用者）を想定。虐待の種類は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放棄・放置）。養護者による虐待の場合は、養護者を支援する視点もある。	

○障害者虐待通報・対応件数

年度	養護者虐待		施設従事者虐待		使用者虐待		計	
	通報	認定	通報	認定	通報	認定	通報	認定
H24	22	7	1	1	1	1	24	9
H25	20	7	5	0	1	1	26	8
H26	12	2	2	1	0	0	14	3
H27	17	7	5	1	0	0	22	8
H28	29	7	6	3	0	0	35	10
H29								
H30	—	—	—	—	—	—	—	—
H31	—	—	—	—	—	—	—	—
H32	—	—	—	—	—	—	—	—

2 医療的ケア児等の支援のための体制づくり

(1) 医療的ケア児をめぐる状況

医療的ケア児とは、厚生労働省・内閣府・文部科学省の連名通知によれば、NICU（新生児の集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児とされています。

本市には、松戸市立病院において充実した小児周産期医療が行われているとともに、小児在宅医療も盛んに行われているため、多くの医療的ケア児が自宅や病院で生活しています。

国においては、平成28年、児童福祉法の改正が行われ、医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の各関連分野の支援機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされました。

また、平成29年に示された障害福祉計画・障害児福祉計画に関する国の基本指針において、障害児福祉計画に活動指標の1つとして「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込み」を盛り込むこととされたことから、医療的ケア児支援に係わる相談支援専門員の見込量を記載しています。

(2) 松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議

以上のような本市に特有な医療的ケア児を巡る状況、あるいは児童福祉法改正を踏まえて、平成28年11月に「松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議」が設

置されました。

この連携推進会議は、三師会・在宅医療機関・松戸市立病院等の医療関係者、障害サービス事業者・相談支援事業者・基幹相談支援センター等の障害福祉関係者、松戸特別支援学校、松戸市役所の福祉長寿部・子ども部・学校教育部の関係課長等といった行政関係者で構成されています。

平成29年度までに3回の会議を開催し、関係機関・団体・行政が行っている支援や連携のための取組の共有、実態調査・ニーズ調査・事業所調査を通じた現状把握や課題分析、医療的ケア児の支援に関する地域の課題についての議論等を行ってきました。

その中で、医療的ケア児の支援に関する具体的な対応策がとりまとめられました。

これら対応策については、今後の連携推進会議の中で、その実施状況を検証するとともに、適宜、現場の実情に応じた改善を行っていくこととします。

(3) 具体的な対応策

① 医療的ケア児を支援するサービスの充実

医療技術の進歩等を背景として、近年、医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児実態調査の結果によれば、松戸市には少なくとも80名の医療的ケア児が生活しています。

一方で、医療的ケア児に対応できる障害福祉サービス事業所は市内には少なく、介護を行う家族への負担が大きくなっている可能性が懸念されます。

○医療的ケア児に対応できる市内障害福祉サービス事業所

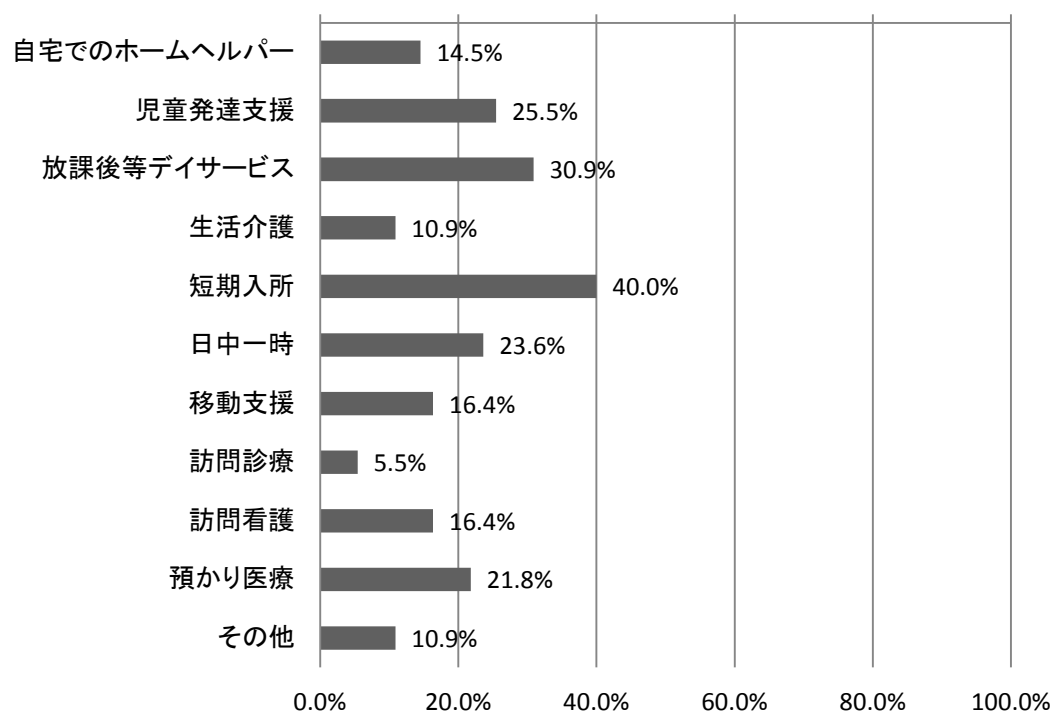
(平成29年4月現在)

サービス種別	事業所数
居宅介護	6事業所
児童発達支援	2事業所
放課後等デイサービス	2事業所
短期入所	0事業所
日中一時	1事業所

実際、医療的ケア児ニーズ調査（以下「ニーズ調査」）によれば、以下のデータが示されており、医療的ケア児を介護する家族の負担が大きくなっているものと考えられます。

- ・ 「家族による医療的ケアが困難な場合、代わりにケアを依頼できる相手がない」とする回答が36.4%に上っています。

(23.6%)、預かり医療(21.8%)の順に多くなっており、家族のレスパイト(一時休息)に資するサービスについて、不足感が強くなっています。



以上を踏まえて、家族負担の軽減等の観点から、医療的ケア児を支援する障害福祉サービス等の充実を図っていくことが必要であると考えられるため、以下の(ア)～(エ)の対応策を推進します。

(ア) 介護職員による医療的ケアの実施の推進

医療的ケア児に対する障害福祉サービスを幅広く展開していくためには、介護職員による医療的ケアの実施を推進することが必要です。

一方、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、介護職員が喀痰吸引等の医療的ケアを実施するためには、喀痰吸引等研修を受講することが必要になっています。

喀痰吸引等研修は、第1号・第2号・第3号の3種類に大別されますが(※)、介護職員による医療的ケアを幅広く展開するためには、広範な対象者に対して医療的ケアを実施できる第1号研修又は第2号研修の修了者の増大を図ることが重要です。

※喀痰吸引等研修は、以下の3種類に分類される。

- ①第1号研修: 不特定多数への医療的ケアの実施が可能。喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為の全てを行う類型。基本研修(講義50時間、各行為のシミュレーター演習)及び実地研修で構成。
- ②第2号研修: 不特定多数への医療的ケアの実施が可能。喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型。基本研修(講義50時間、各行為のシミュレーター演習)及び実地研修(口腔内・鼻腔内の喀痰吸引及び胃ろう・

腸ろうによる経管栄養のみ) で構成。

- ③第3号研修：特定の者のみに医療的ケアを実施できる。実地研修を重視した類型。基本研修（講義及び演習：9時間）及び実施研修（特定の者に対して必要な行為についてのみ）

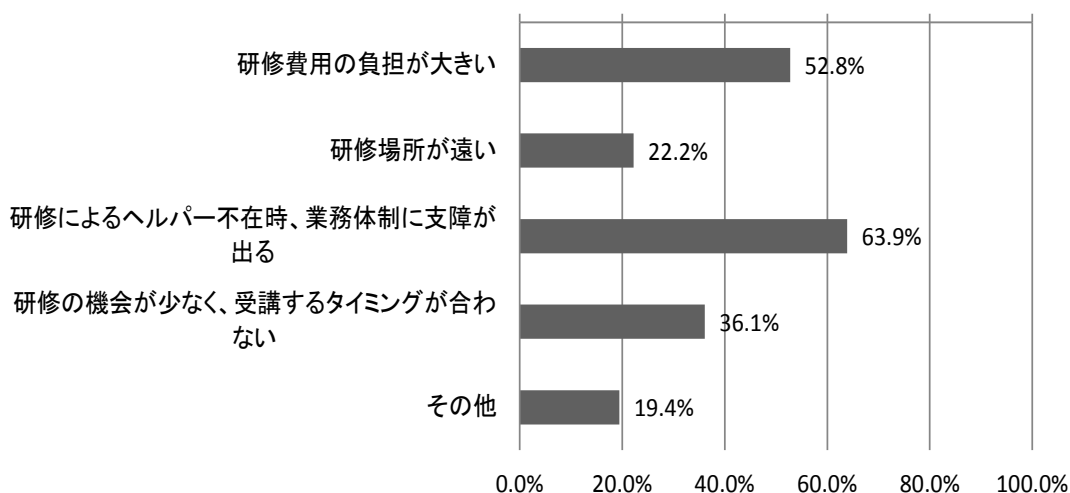
医療的ケア児事業所調査（以下「事業所調査」）によれば、喀端吸引等研修を修了した介護職員が在籍している障害福祉サービス事業所は17か所あり、延べ69人が喀端吸引等研修を修了しています。

しかしながら、その多くは特定の者に対してのみ医療的ケアを実施できる第3号研修修了者となっており、第1号研修又は第2号研修の修了者が在籍する障害福祉サービス事業所は8事業所、延べ10人に留まっています。

	居宅 介護	生活 介護	児童 発達	放 デイ	第1号	第2号	第3号
事業所1	○						10
事業所2	○						3
事業所3	○					1	8
事業所4	○						4
事業所5	○						1
事業所6	○						1
事業所7	○						3
事業所8	○				1		2
事業所9	○					1	7
事業所10	○						6
事業所11	○				2		
事業所12	○						7
事業所13	○	○			1		
事業所14			○	○	1	1	
事業所15		○	○	○	1		6
事業所16				○			1
事業所17				○		1	
人数	—	—	—	—	6	4	59
事業所数	13	2	2	4	5	4	13

以上のように、現状では介護職員による喀痰吸引等研修（第1号研修又は第2号研修）の受講が必ずしも進んでいませんが、その要因としては、「研修によるヘルパー不在時、業務体制に支障が出る（63.9%）」、「研修費用の負担が大きい

(52.8%)」といった課題が影響しているものと考えられます。



一方、事業所調査によれば、今後、医療的ケアの実施を検討している障害福祉サービス事業所は9か所あり、喀痰吸引等研修を受講しやすい環境整備を図れば、サービスの充実につながる可能性があると考えられます。

	居宅 介護	生活 介護	児童 発達	放 デイ
事業所1	○			
事業所2	○			
事業所3	○			
事業所4	○			
事業所5	○			
事業所6	○	○		
事業所7	○		○	○
事業所8				○
事業所9				○

このため、介護職員による喀痰吸引等研修の受講を推進する観点から、介護職員が松戸市内又は近隣において低額の受講料で喀痰吸引等研修（第1号研修又は第2号研修）を受講できるよう、研修修了者に対して受講料の助成を行います。

○介護職員喀痰吸引等研修受講補助金

平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業検討・開始	事業実施継続	→

また、医療的ケア児の入浴介助が介護職員の負担になっている場合があるため、一定の要件の下、障害者総合支援法に基づく訪問入浴サービス事業によって、医療的ケア児に対する訪問入浴支援が実施可能であることを広く周知していきます。

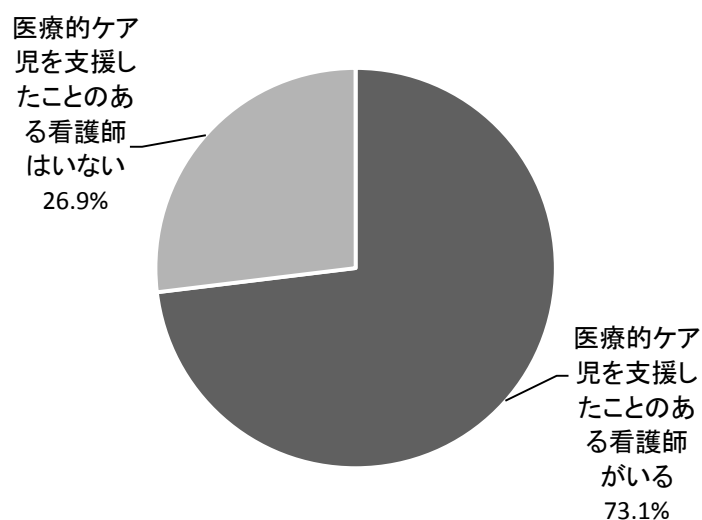
(イ) 看護師による医療的ケアの実施の推進

医療的ケア児を支援するサービスの充実を図るためには、事業所における医療的ケアの実施に当たって中核的な役割を担う看護師の役割が重要になります。

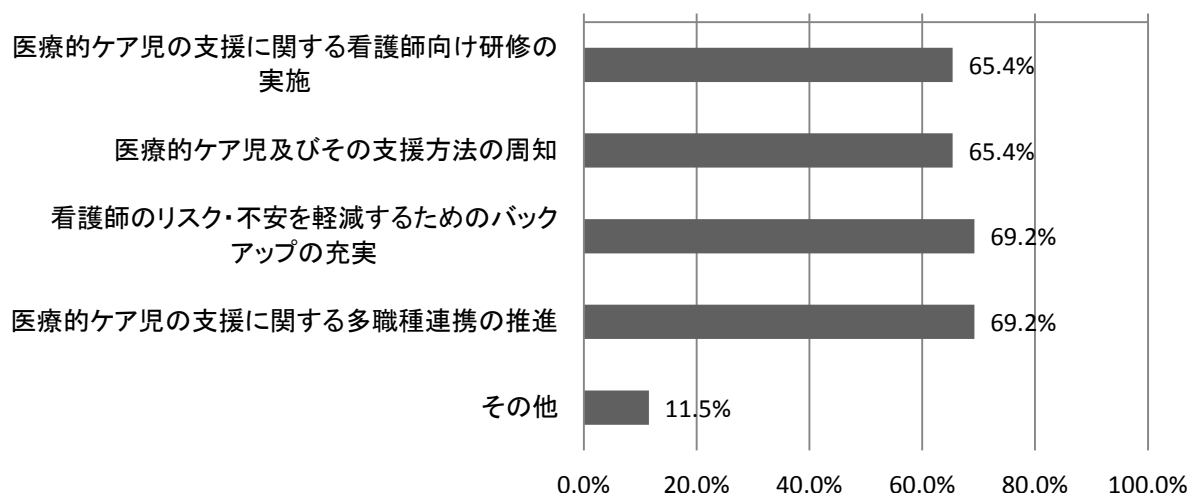
特に、放課後等デイサービス、児童発達支援、生活介護等の場合は、医師不在の環境で、長時間ケアを行うとともに、レスパイト機能を通じて家族介護負担の軽減につながるサービスですので、特に、看護師の支援能力の向上が求められます。

一方、看護師によるケアに関しては、医師不在の場所で、重度者に対応することについて、看護師が不安を感じているとの意見や、こうした不安に対応するために、看護師への支援や助言が重要であるとの意見が上がっています。

また、事業所調査においては、看護師配置があると回答した事業所（26 か所）のうち、「医療的ケア児を支援したことがある看護師はいない」と回答した事業所が7か所（26.9%）あるなど、医療的ケア児の支援の経験がない看護師も相当程度存在します。



こうした中で、事業所からは、看護師による医療的ケア児への支援を推進するために有効な対策として、「看護師のリスク・不安を軽減するためのバックアップの充実（69.2%）」、「医療的ケア児の支援に関する多職種連携の推進（69.2%）」、「医療的ケア児の支援に関する看護師向け研修の実施（65.4%）」、「医療的ケア児及びその支援方法の周知（65.4%）」が挙げられており、医師との連携に基づくバックアップ・指導体制の整備や、医療的ケア児に関する研修の充実を求めるニーズが高いものと考えられます。



以上により、在宅医等が、放課後等デイサービス・児童発達支援・生活介護等の事業所等に配置される看護師に対して訪問巡回指導を実施する体制を整備します。

○在宅医等訪問巡回指導

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業検討・開始	事業実施継続	→

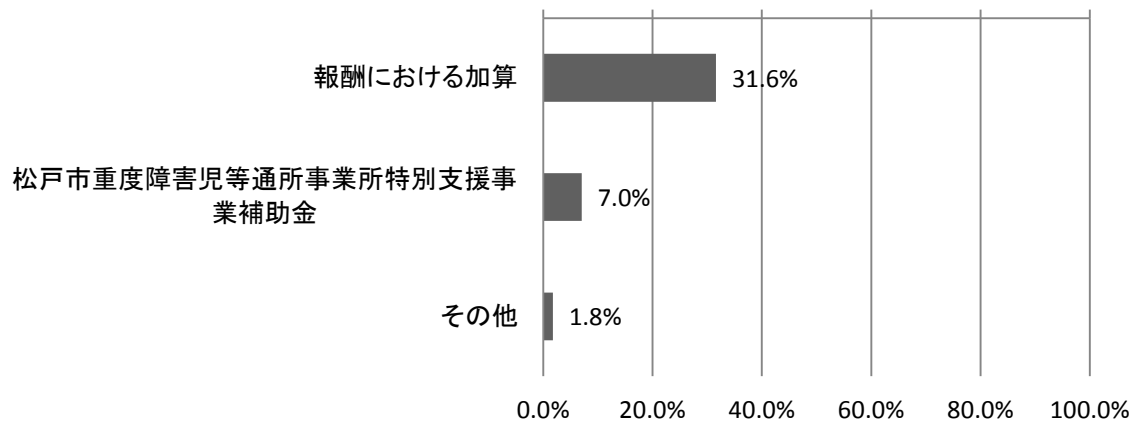
これにあわせて、幅広いサービスで、より多くの看護師が医療的ケア児の支援を行えるようにするとともに、看護師の支援能力を高められるよう、医療的ケア児支援に関する看護師向け集合研修を実施します。

○看護師向け医療的ケア児支援能力向上研修

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業検討・開始	事業実施継続	→

また、医療的ケア児の支援に対して実施されている制度上の支援に関しては、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援における看護師配置について補助を行う「重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金」について、有効に活用されていないとの課題があり、実際、事業所調査から、本補助金を知っている事業所は7.0%に留まっていることが明らかになりました。

看護師による医療的ケアの実施を推進する観点から、本補助金の周知を図り、有効活用を図っていきます。



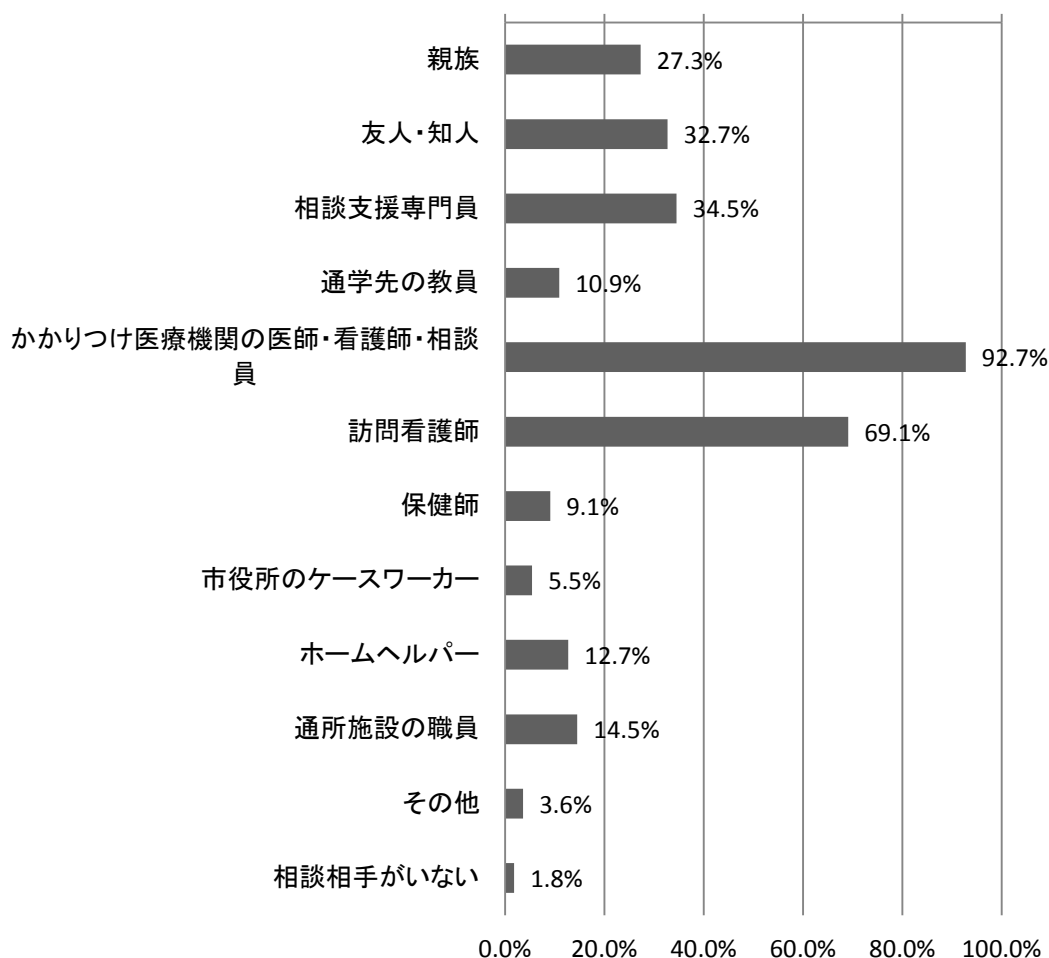
(ウ) 相談支援員による医療的ケア児支援の推進

病院 MSW を中心にした退院支援や、病院小児科と在宅医療機関の定期的なカンファレンスの実施を通じて、病院医療から在宅医療への移行は円滑に行われている一方で、退院後の障害福祉サービスの調整までは、必ずしも円滑に行えていないという課題があります。

障害福祉サービスの調整に関しては、相談支援専門員の役割が重要ですが、現状では、医療的ケア児についてのケアマネジメントを行える相談支援専門員が少ない状況です（医療的ケア児の新規サービス利用計画作成経験者：5 事業所・6 人）。

また、医療的ケア児に対する相談支援に関して、相談支援専門員を指導できる者が少ないとの課題もあります。

家族負担の軽減という観点からも、相談支援専門員が家族からの相談を受けるとともに、相談内容に応じて、適切なサービスのマネジメントや助言を行うことが望まれますが、「医療的ケアについて相談できる家族以外の相手」として相談支援専門員を挙げた者が 34.5%に留まるなど、相談支援専門員による医療的ケア児支援は十分に行われていないものと考えられます。



このため、医療的ケア児支援に対応できる相談支援専門員を育成する観点から、医療的ケア児支援に関する相談支援専門員向けの集合研修を開催します。なお、この研修は、在宅復帰支援に関する事項を盛り込んだ内容とします。

○相談支援専門員向け医療的ケア児支援能力向上研修

平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業検討・開始	事業実施継続	→

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する相談支援専門員の配置人数

平成29年6月末	平成30年度	平成31年度	平成32年度
6人	7人	8人	10人

あわせて、医療的ケア児に限らず障害児全般に対して、「ライフサポートファイル（※）」の導入を進めることを通じて、相談支援専門員が、医療的ケア児に関する広範な情報を円滑に把握し、効果的なケアマネジメントの実施に役立てる

ことができる環境の整備を図ります。

なお、ライフサポートファイルの導入については、平成29年2月、自立支援協議会において導入すべきとの議決もなされています。

※ライフサポートファイル：障害児について、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関等の支援計画を一冊にまとめたファイルのこと。

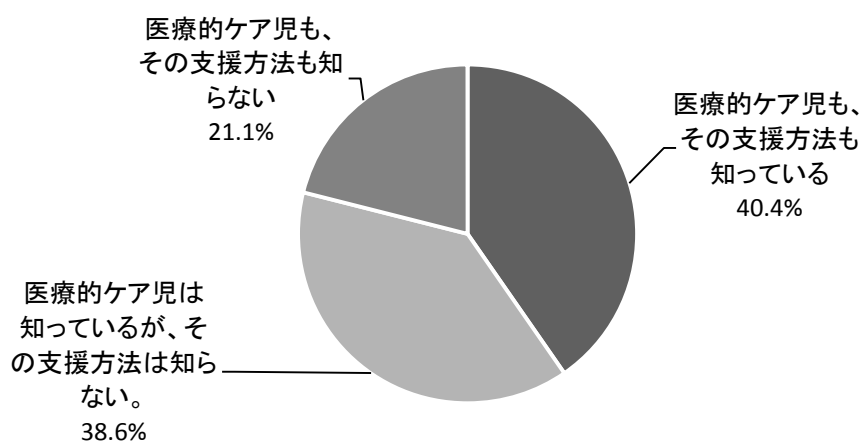
平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業検討・開始	事業実施継続	→

(エ) 支援事業所増大に向けた働きかけの推進

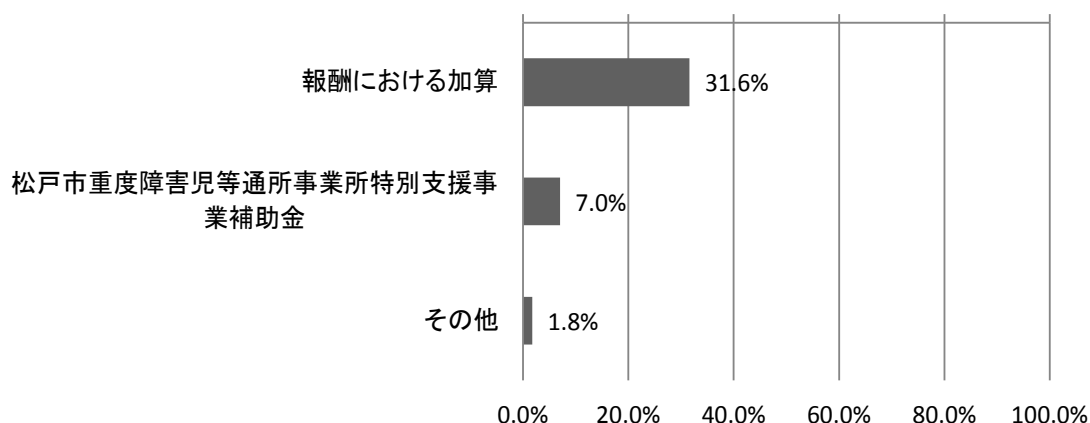
事業所調査によれば、今後、医療的ケアの実施を検討している事業所は11事業所あることから、これらの事業所を中心に、上記(ア)～(ウ)の対応策の実施・周知を図ることにより、医療的ケア児を支援する事業所の増大を図ります。

	居宅 介護	生活 介護	児童 発達	放 デイ	訪問 看護
障害福祉サービス事業所1	○				
障害福祉サービス事業所2	○				
障害福祉サービス事業所3	○				
障害福祉サービス事業所4	○				
障害福祉サービス事業所5	○				
障害福祉サービス事業所6	○	○			○
障害福祉サービス事業所7	○		○	○	
障害福祉サービス事業所8				○	
障害福祉サービス事業所9				○	
訪問看護ステーション1					○
訪問看護ステーション2					○

なお、事業所調査によれば、「医療的ケア児も、その支援方法も知らない」とする事業所が21.1%、「医療的ケア児は知っているが、その支援方法は知らない」とする事業所が38.6%に上っており、医療的ケア児や支援方法を知らない事業所も多いことがうかがえます。



また、医療的ケア児の支援に関しては、居宅介護、児童発達支援、放課後等デイサービスについて、障害報酬において喀痰吸引等支援体制加算や医療連携体制加算といった制度上の一定の支援があるが、こうした報酬における加算を知っている事業所も 31.6%に留まっています。



一方で、事業者に対する情報提供やサポートが、医療的ケア児を支援する事業所の増大につながったとの指摘もあります。

こうしたことを踏まえて、様々な事業所向け説明会・研修会等の場を活用し、障害福祉サービス事業所等に対して、医療的ケア児やその支援方法、(ア)～(ウ)の対応策や報酬上の支援など、医療的ケア児の支援に関する情報を幅広く提供することによって、医療的ケア児支援への参画を働きかけていきます。

なお、不足感の最も強い短期入所や、特別支援学校卒業後の受け入れ先となる生活介護については、ニーズが高い一方で、制度や報酬上、ハードルが高いと指摘されています。これらのサービスについては、国における制度・報酬の状況を勘案しつつ、平成29年の介護保険法等改正に伴って創設された共生型サービスも視野に入れて、地域の実情に応じたサービス整備を目指して、個々の事業者の特性や意向に応じた働きかけを行っていきます。

② 普及啓発と連携・交流の推進

医療的ケア児の支援の推進に当たっては、障害児者と地域住民が共生するまちづくりを進めていくことが重要です。また、現状では、家族同士、子ども同士がつながる機会がほとんどないことが様々な不安につながっていると指摘されています。

こうした課題に対応するため、関係機関・関係団体と連携し、例えば、東葛地域医療的ケア連絡協議会が主催し、年1回開催する「こどもフェスタ in とうかつ」など、様々な機会を通じて、医療的ケア児に関する地域住民への普及啓発や、家族・子ども間の交流を推進していきます。

あわせて、医療的ケア児の支援に当たっては、保健・医療・障害福祉・保育・教育・労働など、様々な分野の関係機関の連携が必要不可欠です。このため、医療的ケア児の支援に関わる関係機関を一元的に把握・共有するための取組みを推進していきます。

また、今般のニーズ調査及び事業所調査の集計結果は、医療的ケア児及びその支援方法等の普及啓発に資する内容であるため、個人情報や個別事業者に関する情報等は除いたうえで、広く公表を行っていきます。

3 地域共生社会の実現に向けた取組み

市や基幹相談支援センターが重点的に支援を行っている世帯には、障害のある子と高齢の親とで構成される世帯など、課題が複合化している事例が多く存在します。また、障害福祉サービスを利用してきた障害者が65歳になった際、介護保険制度に同様のサービスがある場合、原則として介護保険サービスを優先して利用することになっていますが、使い慣れた事業所においてサービスを利用し続けたかったという声を聞くことも少なくありません。

このように、障害児者以外の分野、特に高齢者の分野を含めた支援の重要性が高まっていることから、障害福祉分野においても、地域共生社会に向けた取組みを推進していきます。

(1) 基幹型地域包括支援センターの共生窓口への深化

高齢者分野においては、日常生活圏域（15地区）ごとの相談機関として、地域包括支援センターが設置されるとともに、市役所本庁舎に、地域包括支援センターの総合調整や後方支援を行う基幹型地域包括支援センターが設置されています。そして、この基幹型地域包括支援センターには、高齢者総合相談窓口が設置されています。

地域共生社会の実現に向けた取組みを推進するため、この高齢者総合相談窓口の機能を拡充することによって、高齢者分野だけでなく、障害分野についても、基礎的な相談への対応や適切な機関の紹介ができる体制を構築していきます。

(2) 多分野における相談機関の連携の推進

複合化した課題を抱える世帯への支援体制や総合的な相談体制を整備する観点から開催されている「地域共生相談機関連絡会」に基幹相談支援センターが参加し、多分野における相談機関の連携を深化させていきます。

※地域共生相談機関連絡会の構成員：

基幹相談支援センターCoCo（障害児者）

基幹型地域包括支援センター・地域包括支援センター（高齢者）

親子すこやかセンター（子ども）

自立相談支援センター（生活困窮者）

中核地域生活支援センターほっとねっと（分野横断）

市関係各課

(3) 在宅医療・介護連携支援センターにおける多分野対応

高齢者分野においては、在宅医療・介護連携を強化するため、松戸市医師会への委託を通じて、在宅医療・介護連携支援センターが設置されます（平成30年4月設置）。医療連携に係る多分野連携を推進するため、この在宅医療・介護連携支援センターにおいて、平成30年10月以降、高齢者等に係る相談支援を行う一環として、世帯全体の課題を把握する観点から、障害児者に係る支援も行います。

(4) 地域ケア会議における共生対応の推進

高齢者分野においては、個別事例や地域の課題の解決を図る地域ケア会議が設置されています。この地域ケア会議は、個別事例レベル・日常生活圏域レベル・市レベルの三層構造とされており、この三層構造の会議の連携を通じて、地域の専門職・関係者・地域包括支援センター・行政等の連携の下、課題の解決が推進されています。

個別事例に関わる担当者や関係機関の連携推進を最優先としつつ、地域共生社会に向けた取組みを推進する観点から、地域ケア会議において、世代を超えて、障害者等も共に協議できる場の設定を検討していきます。

(5) 共生型サービス整備の検討の推進

障害福祉と介護保険のサービスについて見ると、各制度に固有のサービスもありますが、デイサービスなど相互に相当するサービスもあります。

これまで、このようなケースでは、障害福祉サービス事業所としての指定を受けていない事業所であっても、介護保険事業所としての指定を受けていれば、市町村の判断により、障害福祉サービスとして給付を行うことができる基準該当サービスという仕組みを活用してサービス提供をしてきましたが、報酬において障害支援区分を勘案しない等の課題がありました。一方、介護保険制度では、障害福祉サービス事業所としての指定を受けているというだけでは、介護保険サービスを提供できる仕組みとはなっていませんでした。

しかし、平成29年度の地域包括ケア強化法の成立により、高齢者と障害児者が同

一の事業所でサービスを受けやすくするため、新たに共生型サービスが創設されました。共生型サービスにおいては、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所はもう一方の制度における指定を受けやすくなります。

共生型サービスについては、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けるようになる、需要に比してサービス供給が少ない傾向にある障害福祉サービスの供給量の増大に寄与し得るなど、利点があると考えられます。一方で、事業者において、高齢者及び障害児者のケアを両方行うことができるかどうかといったことや、今後、国において決定される指定基準や介護・障害報酬等を踏まえて、事業者が、共生型サービスの実施を検討するかどうかといった点も踏まえる必要があります。

したがって、国において、具体的な指定基準や報酬が決定されたのち、本市における共生型サービスのニーズを把握するとともに、事業者の意向を確認しつつ、共生型サービス整備の検討を推進していきます。

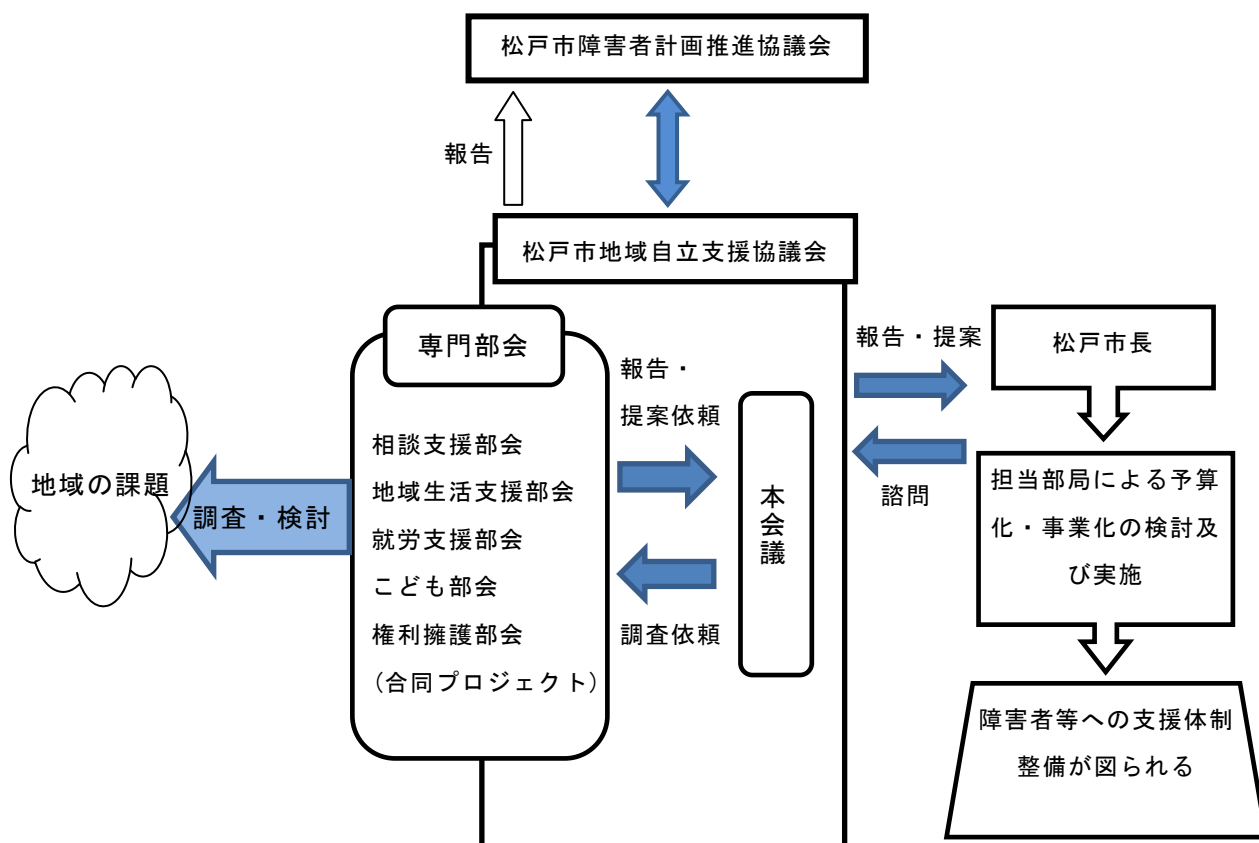
第4章 計画の推進に向けて

1 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

松戸市地域自立支援協議会は、障害福祉サービスのシステム創りに中核的な役割を果たす協議の場として、平成20年度に相談支援、就労支援、障害福祉サービス、保健医療、教育雇用、当事者関係など障害福祉に精通する関係者を構成員として設置したものです。

現在、「相談支援部会」、「地域生活支援部会」、「就労支援部会」、「こども部会」、「権利擁護部会」が調査、検討を行い、障害のある人等の地域生活支援体制をつくる原動力となっています。

本計画の推進にあたり、市は地域自立支援協議会と連携し、官民協働による障害のある人の支援体制構築を図っていきます。



2 計画達成の点検及び評価

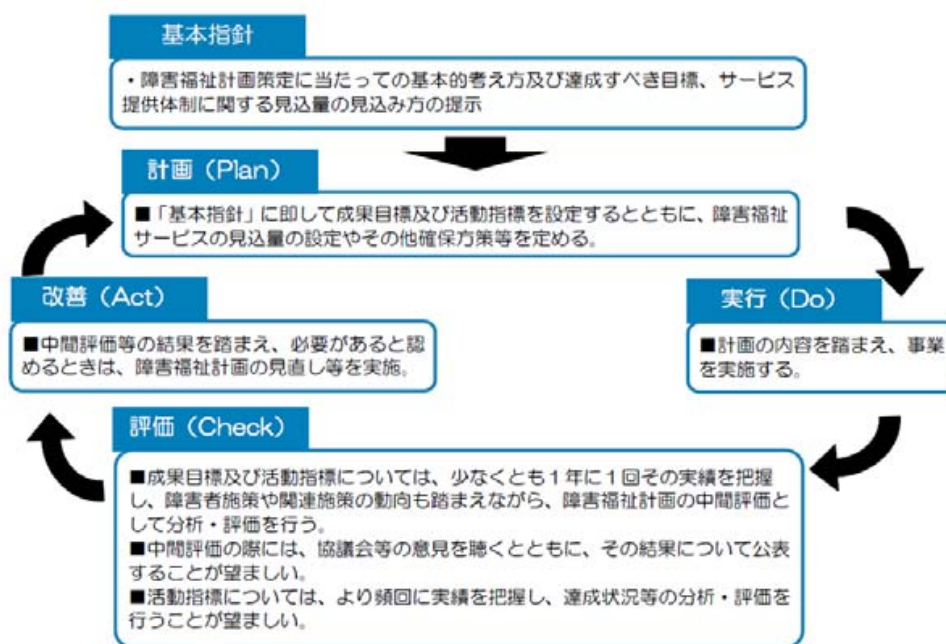
障害者総合支援法においては、定期的に、計画に定める事項について調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする（PDCAサイクル）とされています。

本計画におけるPDCAサイクルとしては、計画の目的に即して定めた達成目標や各サービスの見込量について、年度ごとに達成状況を点検します。

また、障害者団体、障害福祉サービス事業従事者、学識経験者等で構成される「松戸市障害者計画推進協議会（障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会）」に対し、本計画の進捗状況等の報告を行い、計画の意見を求め、計画の推進に努めます。

さらに、障害者・障害児等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、今後の計画に反映させるために、アンケート調査等の実施を検討します。

（障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ）



※ 障害福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクルに関するマニュアルより引用